

朝霞市男女平等推進 年次報告書

平成28年度版

(平成27年度事業実績)

朝 霞 市

「平成28年度版（平成27年度事業実績）年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」（平成15年4月1日施行）に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ（女性センター）」事業の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめました。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の平成27年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「朝霞市男女平等推進行動計画」の体系、総合的な推進体制や事業等の実施状況及び、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」に基づく事業等の評価内容をまとめました。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しました。

目 次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
① 政治への参画	
・市議会における議員	
② 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
③ 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
④ 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
① 人口と世帯	
・男女別人口	
② 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
③ 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	9
① 小・中学校	
・小、中学校の教員	
・小、中学校管理職教員	
② 教育委員	

① 児童

- ・児童虐待

② ひとり親家庭

- ・ひとり親家庭等医療費
- ・児童扶養手当
- ・生活保護

③ 高齢者

- ・高齢者の男女別人口
- ・高齢化率
- ・高齢者虐待等

⑤ それいゆぷらざ（女性センター）

① それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況

- ・利用者数
- ・図書貸出し数
- ・インターネット利用者数
- ・それいゆぷらざ（女性センター）事業実績一覧

② 女性総合相談

- ・女性総合相談

③ DV相談

- ・DV相談

④ 苦情申立て

- ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況	19
●朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画	
（平成23年度～平成27年度）	20
① 計画の重点課題と施策目標	
② 重点プロジェクト	
③ 施策の体系	
④ 計画の構成・期間	
・朝霞市男女平等推進事業評価	
・平成27年度男女平等推進事業の実施状況	
・実施計画指標・数値目標一覧表	
・審議会等の女性委員の登用率の現状値	
⑤ 第2次朝霞市男女平等推進行動計画の策定（平成28年度～平成37年度）	
・第2次朝霞市男女平等推進行動計画	
・第2次朝霞市男女平等推進行動計画【概要版】	
第3部 朝霞市の男女平等推進体制	79
●男女平等推進体制	80
① 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
② 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
③ 庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会	
・会議の開催状況	
④ DV対策関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	85

第 1 部

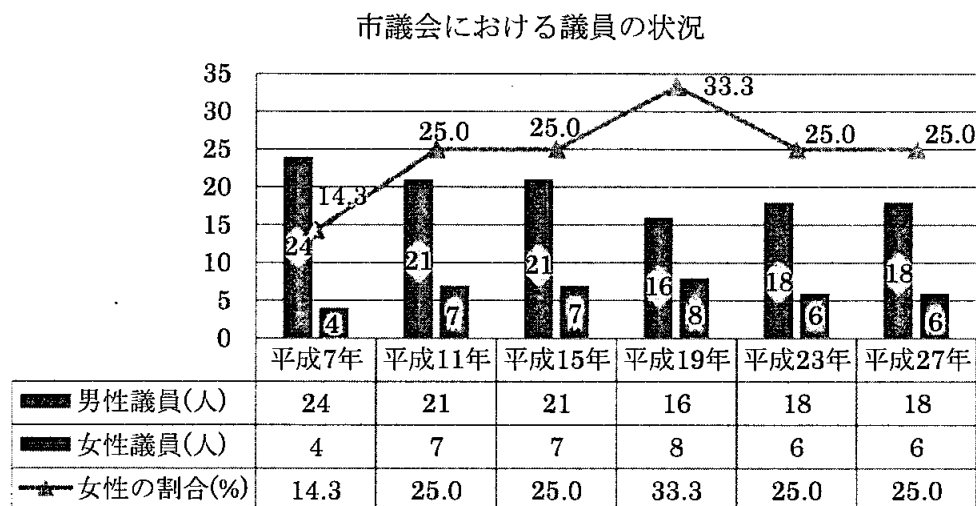
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 23 年から 4 人に 1 人（25.0%）の割合で推移しています。



（各年とも 12 月改選時の状況）

* 参考：議会における女性議員の比率 平成 27 年 4 月現在/埼玉県議会議員 10.8%
埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 平成 26 年 12 月現在 19.8%
* 資料：平成 27 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、平成 28 年 3 月 31 日現在 71 の審議会等が設置されています。委員総数は 947 人で、うち女性委員の数は 302 人、全体の 31.9%となっており、前年同時期比 0.9 ポイントの増となっています。

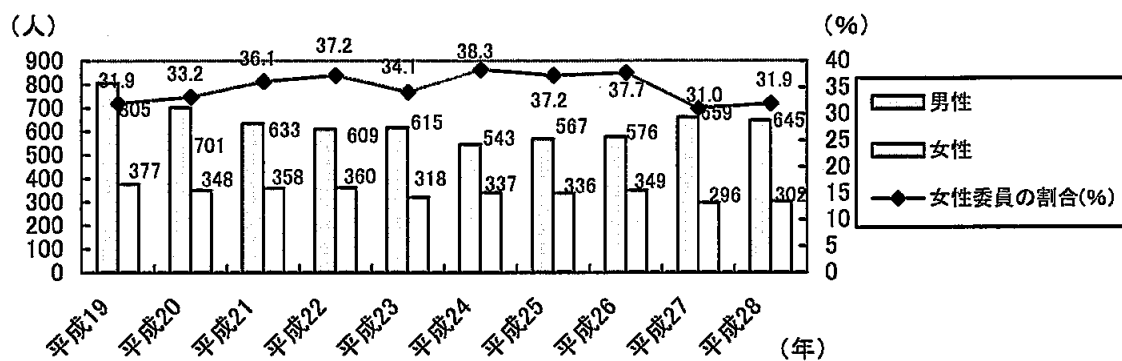
設置根拠	審議会等の数	委員数（人）	男性		女性	
			人	%	人	%
* 法 必	14	154	96	62.3	58	37.7
* 法 任	18	269	191	71.0	78	29.0
市独自	39	524	358	68.3	166	31.7
計	71	947	645	68.1	302	31.9

（平成 28 年 3 月末日現在(休止中のものを除く)）

- * 法必……法律により必ず設置しなければならないもの。
- * 法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。
- * 市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P72・P73 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年(平成)	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
19	66	1,182	805	377	31.9
20	61	1,049	701	348	33.2
21	62	991	633	358	36.1
22	64	969	609	360	37.2
23	69	933	615	318	34.1
24	63	880	543	337	38.3
25	64	903	567	336	37.2
26	69	925	576	349	37.7
27	72	955	659	296	31.0
28	71	947	645	302	31.9

(各年とも3月末日現在 平成21年から平成26年まで規約・会則が設置根拠の会議は除く)

*参考：審議会における女性委員の比率 平成27年4月現在/埼玉県審議会等委員 38.2%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 平成27年4月現在 26.6%

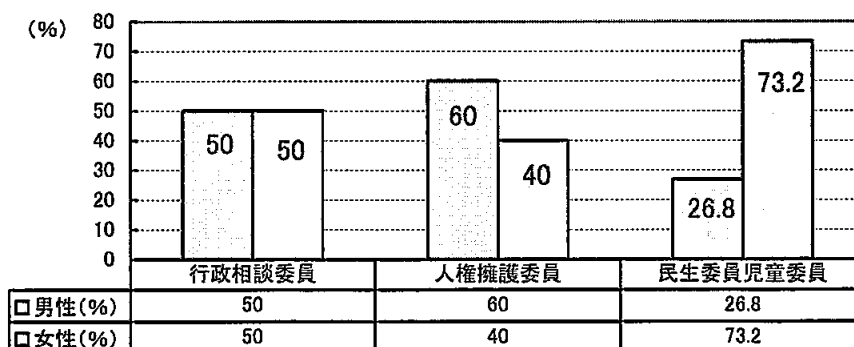
*資料：平成27年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人（50%）、人権擁護委員5人、うち女性2人（40%）、民生委員児童委員149人、うち女性109人（73.2%）となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



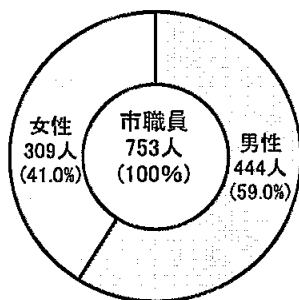
(平成28年4月1日現在)

4 市職員の構成

【職員の男女別人数】

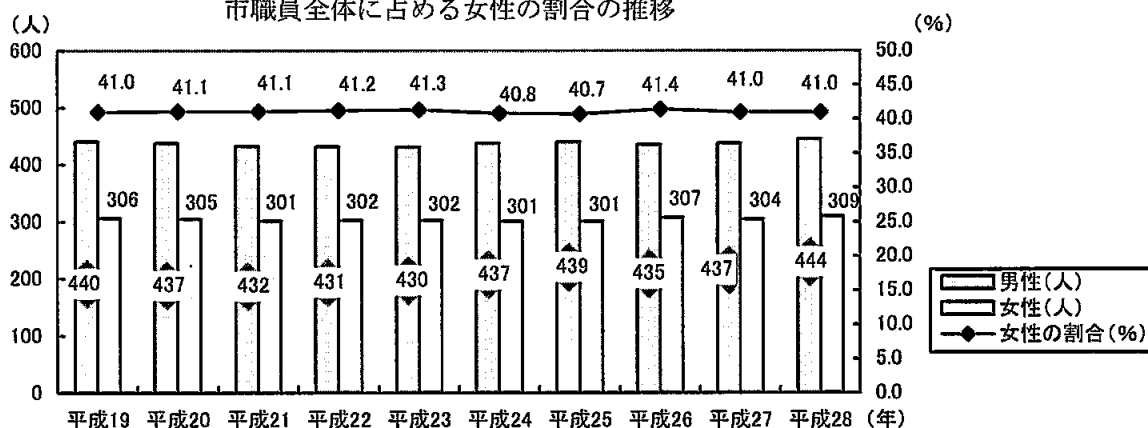
職員数（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）は、平成 28 年 4 月 1 日現在、753 人で、男女の構成は、男性 444 人（59.0%）、女性 309 人（41.0%）となっています。全職員に占める女性の割合は、平成 19 年からほぼ横ばいで推移しています。

市職員の男女別構成



（平成 28 年 4 月 1 日現在）

市職員全体に占める女性の割合の推移

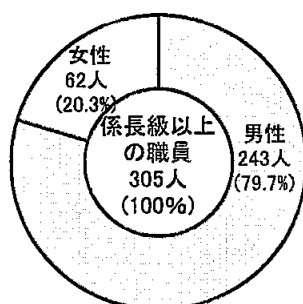


（各年 4 月 1 日現在）

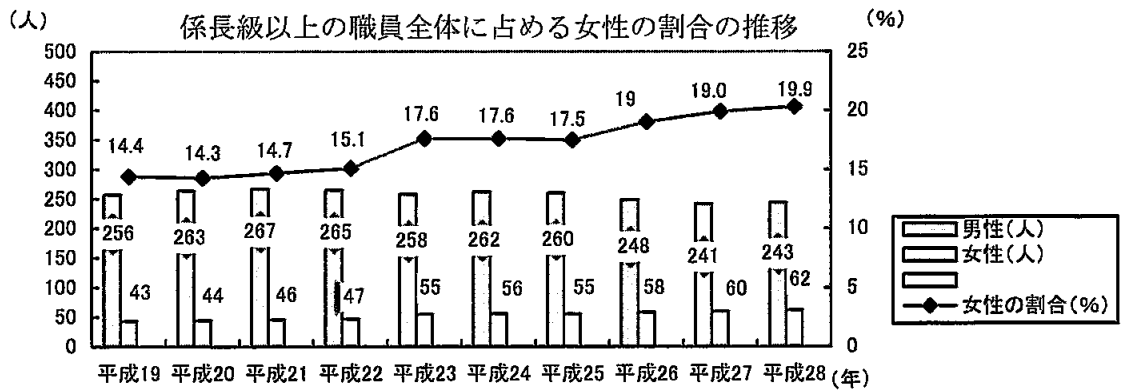
【係長級以上の職員】

職員（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）に占める係長級以上の職員は全体で 305 人（全職員に対する構成比 40.5%）です。男女の構成は、男性 243 人（79.7%）、女性 62 人（20.3%）で、女性の係長級以上の職員は、全体的にみて増加傾向となっています。

係長級以上の職員の男女別構成



（平成 28 年 4 月 1 日現在）



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考：主査級以上における女性職員の比率 平成 27 年 4 月現在/ 埼玉県主査級以上職員 20.2%

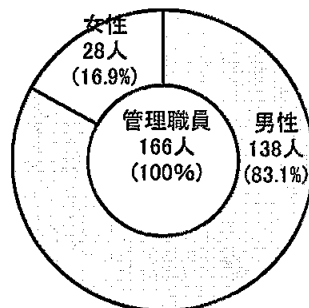
埼玉県内市町村係長級における女性職員の割合 平成 27 年 4 月現在 26.2%

* 資料：平成 27 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

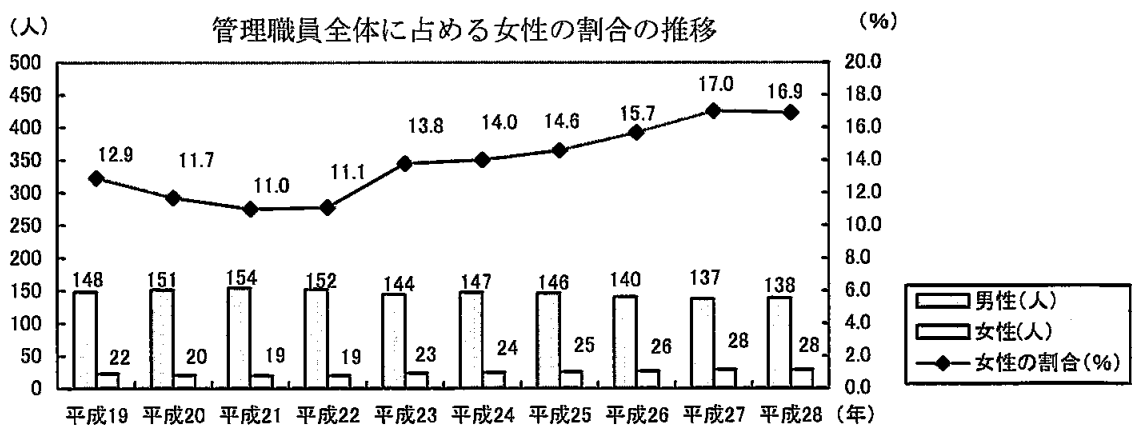
【管理職員】

職員（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）に占める管理職員（課長補佐級以上の職員）は、全体で 166 人（全職員に対する構成比 22.0%）です。男女の構成は、男性 138 人（83.1%）、女性 28 人（16.9%）となっており、女性の管理職員は、平成 19 年から平成 22 年まではやや減少傾向にありましたが、平成 23 年以降は増加しています。

管理職員の男女別構成



(平成 28 年 4 月 1 日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考：副課長級以上における女性職員の比率 平成 27 年 4 月現在/埼玉県副課長級以上職員 8.2%

* 資料：平成 27 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

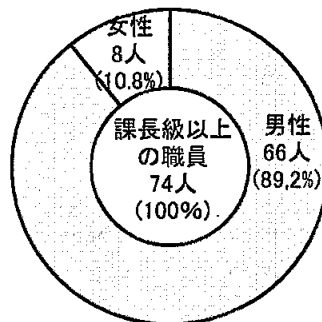
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で74人（全職員に対する構成比9.8%）です。男女の構成は、男性66人（89.2%）、女性8人（10.8%）で、女性の課長級以上の職員は、平成19年以降、平成23年までは微増し、平成24年からは横ばい状況にあります。

なお、部次長級以上の職員は全体で31人（全職員に対する構成比4.1%）、男性は29人（93.5%）、女性は2人（6.5%）となっています。

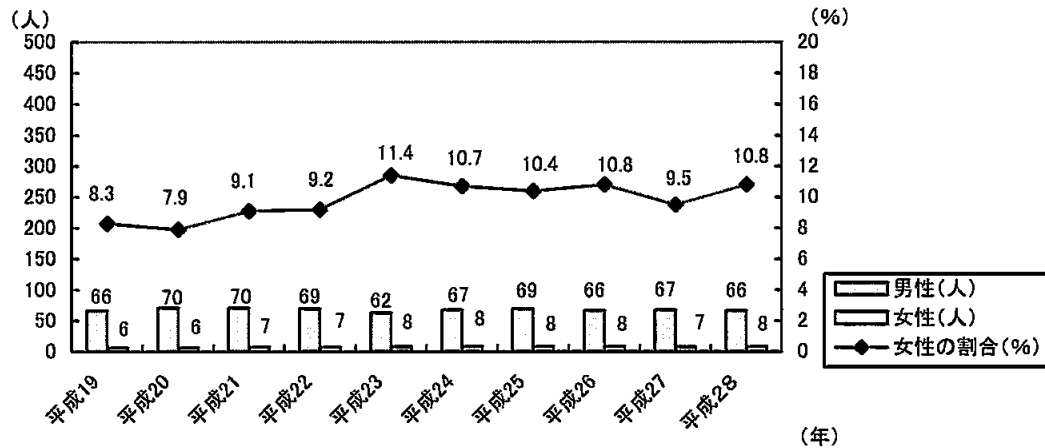
また、部長級職員は全体で13人（全職員に対する構成比1.7%）、全員が男性です。

課長級以上の職員の男女別構成



（平成28年4月1日現在）

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



（各年4月1日現在）

* 参考：埼玉県内市町村課長級以上女性職員の平均比率 平成27年4月現在/埼玉県内市町村課長級以上職員 11.9%

* 資料：平成27年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

② 家庭生活

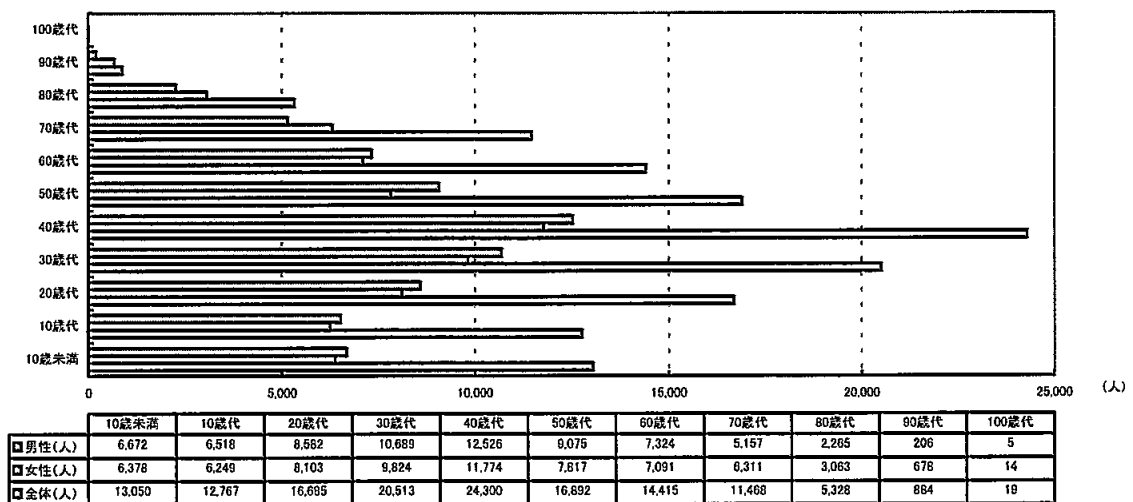
1 人口と世帯

【男女別人口】

平成 28 年 4 月 1 日現在、世帯数は 62,220 世帯、人口は 136,321 人で、うち男性 69,019 人、女性 67,302 人となっています。

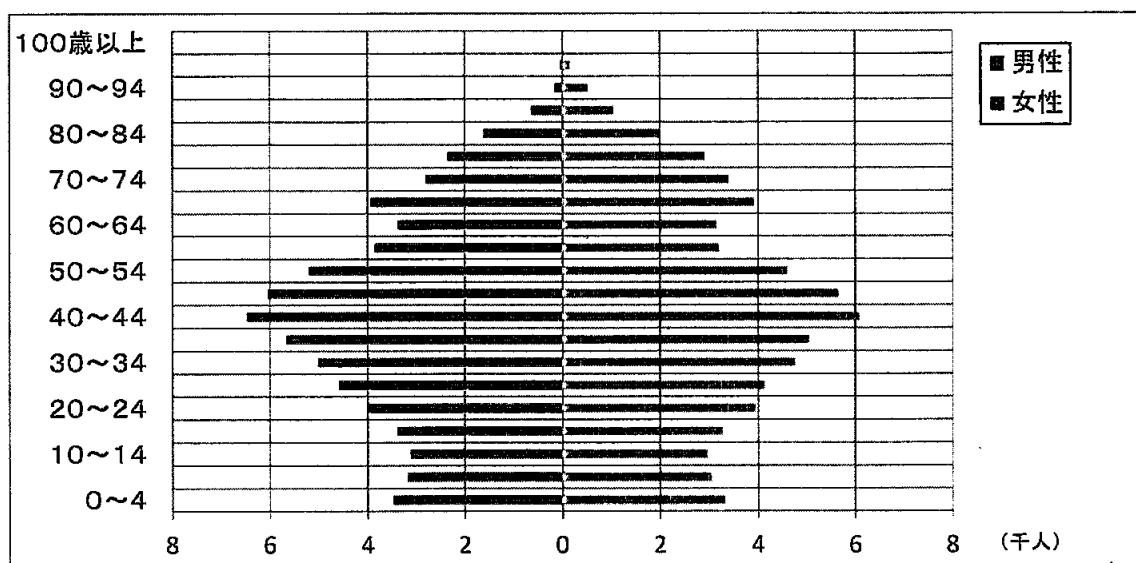
人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、第 1 次ベビーブームと言われる 67～69 歳（昭和 22～24 年生まれ）の人口に比べ、第 2 次ベビーブームと言われる 42～45 歳（昭和 46～49 年生まれ）の人口が多く、また、全体的にも 30 代から 40 代の人口が多いという特徴を示しています。

年代別男女別人口



(平成 28 年 4 月 1 日現在)

人口ピラミッド

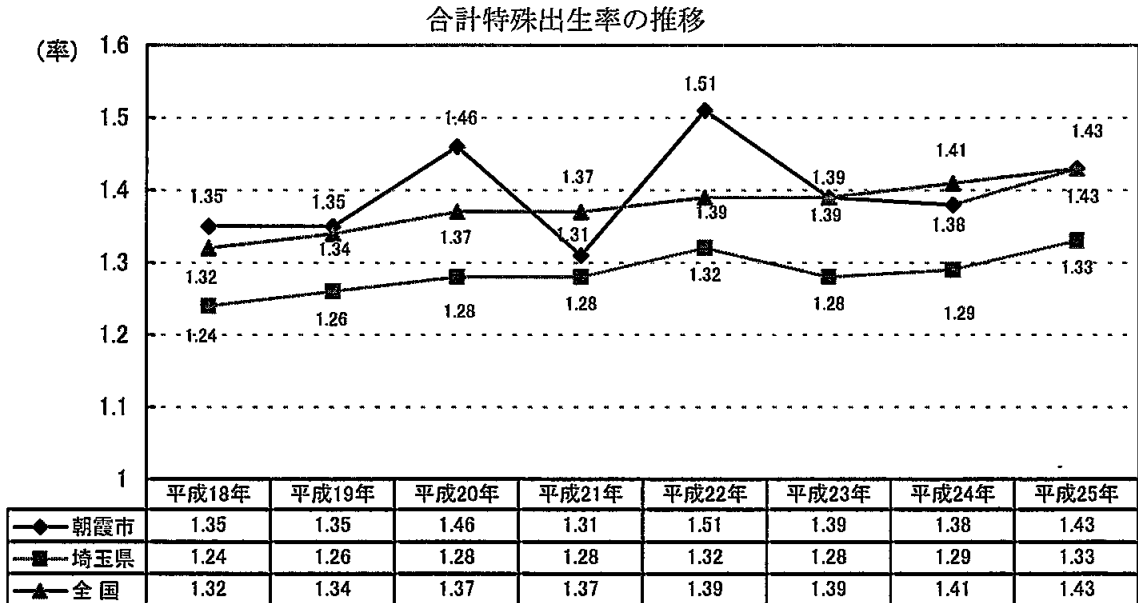


(平成 28 年 4 月 1 日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、埼玉県を上回っていますが、全国と比較すると平成 22 年に大きく上回った後、ほぼ同水準となっています。

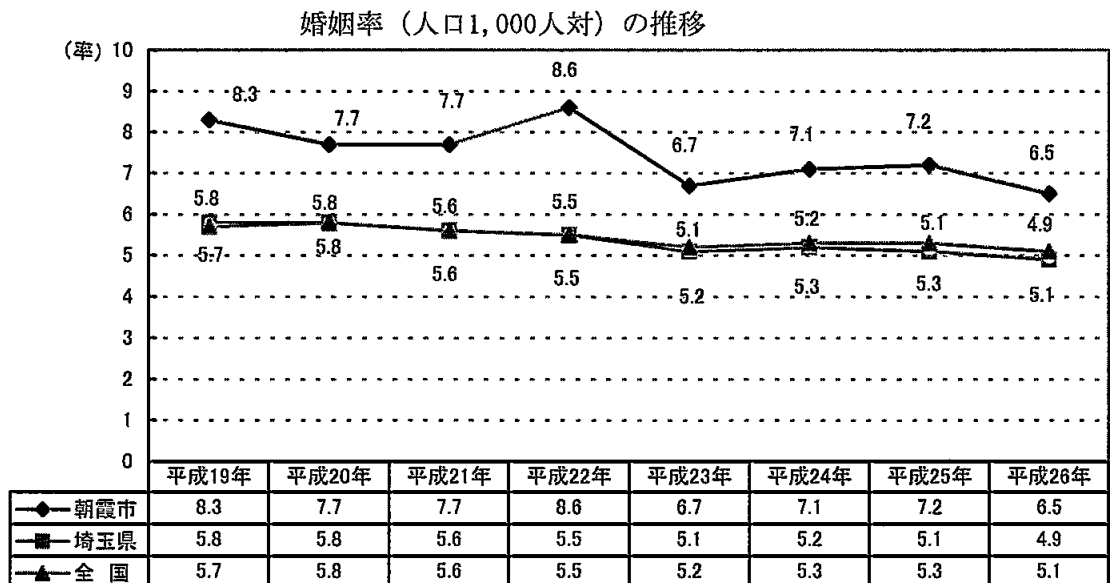


[資料：埼玉県の人口動態概況]

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

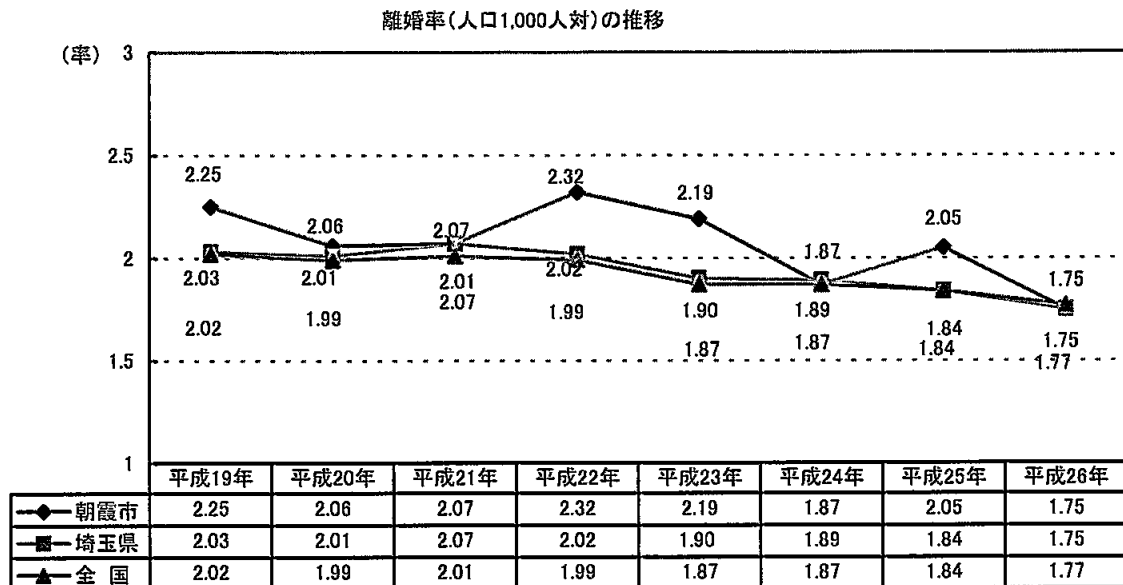
婚姻率は、平成 19 年以降ほぼ横ばいで、国・県と比較すると高い率を示しています。



(資料：埼玉県の人口動態概況)

【離婚率の推移】

離婚率は、平成19年以降、国・県と比べると高い傾向にあります。



〔資料：埼玉県の人口動態概況〕

③ 教育

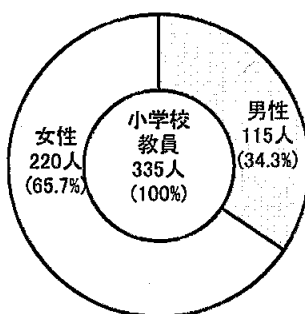
1 小・中学校

【小・中学校の教員】

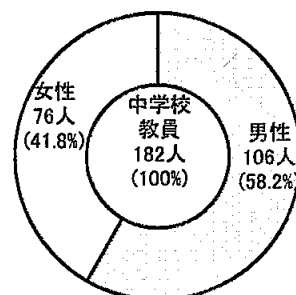
小学校の教員は、平成28年5月1日現在、全体で335人（前年比同）、男性115人（全体の34.3%、前年比7人減）、女性220人（全体の65.7%、前年比7人増）です。女性の教員が男性の教員の約1.9倍となっています。

中学校の教員は、全体で182人（前年比8人減）、男性106人（全体の58.2%、前年比7人減）、女性76人（全体の41.8%、前年比1人減）です。男性の教員が女性の教員の約1.4倍となっています。

小学校教員の男女別状況



中学校教員の男女別状況



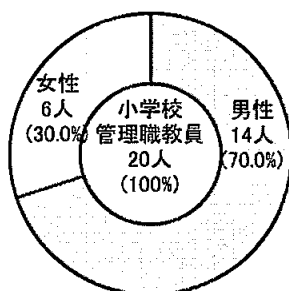
(平成28年5月1日現在)

【小・中学校管理職教員】

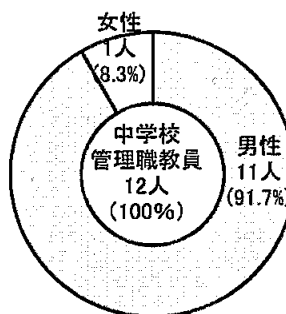
小学校の管理職教員（校長・教頭）は、全体で 20 人（前年比同）、男性 14 人（全体の 70.0%、前年比同）、女性 6 人（全体の 30.0%、前年比同）となっています。

中学校の管理職教員は、全体で 12 人（前年比同）、男性 11 人（全体の 91.7%、前年比同）、女性 1 人（全体の 8.3%、前年比同）となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



（平成 28 年 5 月 1 日現在）

* 参考：全国の公立小・中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合

小学校 21.0% 中学校 7.6%（平成 27 年度）

* 資料：公立学校における校長等の登用状況について（文部科学省 学校基本調査政府の統計窓口）

2 教育委員

教育委員は、平成 28 年 4 月 1 日現在、男性 3 人、女性 2 人の計 5 人となっており、女性の委員が委員長となっています。

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。平成 27 年度の虐待通告（相談）受理件数（疑いも含む）は、132 世帯で、そのうちDVによるものは 39 世帯となっています。

2 ひとり親家庭

【ひとり親家庭等医療費】

平成 28 年 3 月末日現在、申請・登録者数は 823 人（母親 776 人、父親 41 人、養育者 6 人）（前年比 0.1%、1 人増）で、うち支給対象者数は、708 人（母親 675 人、父親 27 人、養育者 6 人）（前年比 0.7%、5 人減）となっています。

【児童扶養手当】

平成 28 年 3 月末日現在、申請・登録者数は 785 人（前年比 2.4%、19 人減）で、うち支給対象者は、694 人（母親 662 人、父親 26 人、養育者 6 人）（前年比 4.1%、30 人減）となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」（574 人）で、全体の 82.7%（前年比 0.6%減）を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
25 年度	615	7	66	6	4	25	723
26 年度	603	7	74	8	4	28	724
27 年度	574	8	76	8	3	25	694

(平成 28 年 3 月末日現在)

【生活保護】

平成 28 年 4 月 1 日現在、生活保護法による被保護世帯のうち、母子世帯は 81 世帯で、全体の 5.9%（前年比 0.7%減）となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身者世帯				2 人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
25 年度	554	96	176	154	77	84	21	43	89	1,294
26 年度	592	97	140	179	83	87	18	27	101	1,324
27 年度	643	113	113	194	81	81	25	18	112	1,380

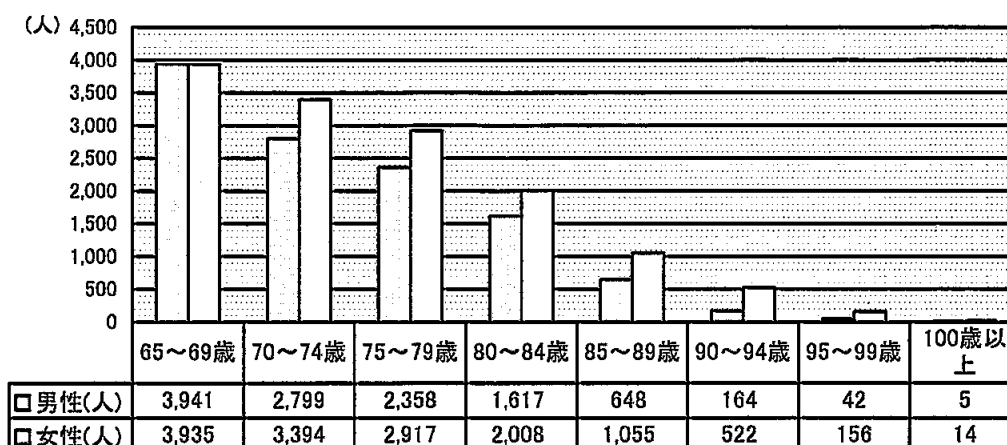
(各年 4 月 1 日現在)

3 高齢者

【高齢者の男女別人口】

高齢者（年齢 65 歳以上）人口は、平成 28 年 4 月 1 日現在、25,575 人（前年比 725 人増）で、男性 11,574 人（全体の 45.3%、前年比 307 人増）、女性 14,001 人（全体の 54.7%、前年比 418 人増）となっており、女性が男性の 1.2 倍となっています。特に、85 歳以上の高齢者は、男性 859 人に対して、女性 1,747 人となっており、女性が男性の 2 倍となっています。

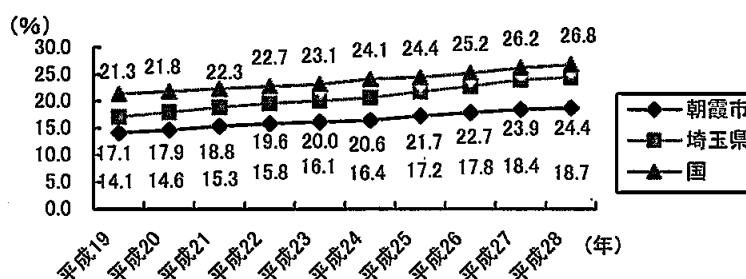
高齢者の男女別人口



(平成 28 年 4 月 1 日現在)

【高齢化率】

全人口に占める 65 歳以上の割合を指す高齢化率は、国・県に比べると低い値ですが、確実に上昇を続けています。



(各年 1 月 1 日現在。国の平成 28 年高齢化率は、概算値である)

【高齢者虐待等】

高齢者（65 歳以上）に対する虐待の状況については、平成 18 年 4 月から高齢者虐待防止法（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行され、通告の義務が生じました。

虐待の背景には、被虐待者の認知症の問題や介護者の介護疲労などの問題に加え、複雑な家族関係や家庭の経済状況など複合的な問題が存在しています。

高齢者虐待等の状況 (虐待疑いを含む)

内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
通報・相談対応件数		51	64	47	45
前年度からの継続		38	33	43	35
新規の通報件数		13	31	4	10
被虐待者	男性	9	12	12	11
	女性	42	52	35	34

⑤ それいゆぷらざ（女性センター）

1 それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組みを支援する総合的な拠点施設として、平成 25 年 1 月 4 日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1 日 あたり
25	1,911 人	939 人	701 人	168 人	103 人	1,107 人	804 人	307 日	6.2 人
26	1,325 人	680 人	481 人	102 人	62 人	782 人	543 人	308 日	4.3 人
27	1,698 人	869 人	633 人	105 人	91 人	974 人	724 人	308 日	5.5 人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・通学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用する事ができ、1 人につき 1 回 3 点まで。14 日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計（冊 数）	女性	男性
25	55 人	53 人	2 人	102 冊	98 冊	4 冊
26	69 人	67 人	2 人	139 冊	135 冊	4 冊
27	78 人	71 人	7 人	140 冊	125 冊	15 冊

【インターネット利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する情報収集のためにインターネットを利用することができます。

年度	合計	女性	男性
25	48 人	48 人	0 人
26	80 人	80 人	0 人
27	19 人	19 人	0 人

【それいゆぷらざ（女性センター）事業実績一覧】

実施日		事業名	実施場所	参加者数
6月	21日 ～27日	男女共同参画週間	パネル展：中央公民館・コミュニティセンター1階ロビー 懸垂幕：市役所外壁	—
8月	29日 30日	第30回 中央公民館サマーフェスティバル （中央公民館・コミュニティセンターと共催）	パネル展：女性センター（情報・交流コーナー） 中央公民館・コミュニティセンター1階ロビー	中央公民館 来客数延べ 6,200人
			ミニ講座：女性センター（情報・交流コーナー）	45人
10月	15日	あさか女（ひと）と男（ひと） セミナー（全5回）	中央公民館・コミュニティセンター （集会室1・2）	136人
	18日			
	20日			
	21日			
	24日			
	25日 ～30日	パープルリボンネットワーク	女性センター及び中央公民館・コミュニティセンター	—
11月	25日	在宅就業支援セミナー	産業文化センター	40人
1月 ～3月		びーらぶプログラム	志木市内	

○男女平等推進情報「そよかぜ」の発行

発行月	テーマ	周知方法
H27年9月発行	家事シェアで家族にありがとうを！	広報あさかに掲載
H28年3月発行	知ってほしいデートDV	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ（女性センター）活動実績

①男女平等推進事業企画・運営協力員

②男女平等推進「そよかぜ」企画・編集協力員

③あさか女と男^{ひと}セミナー企画・運営協力員

内 容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回		①
コラム「～朝霞市は男女平等を進めています～」	全6回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全2回	男女共同参画週間	①
		サマーフェスティバル	①
男女平等推進「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全8回	広報あさかに掲載	①②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全11回		①③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

女性総合相談は、平成 12 年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成 25 年 1 月からは、それいゆぶらざ（女性センター）で実施しています。

現在、3 人の女性相談員が週 1 回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済・生活」、「生き方」などとなっています。

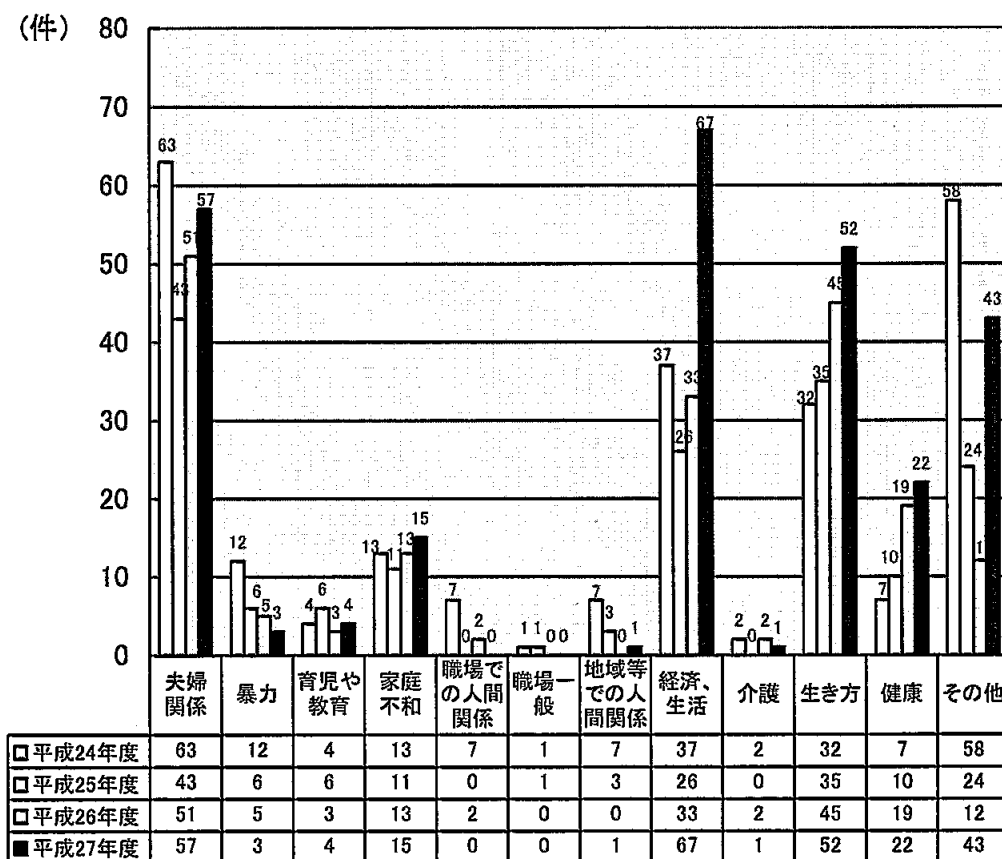
年度（平成）	相談人数	相談件数
19	173	237
20	140	178
21	152	175
22	167	225
23	160	217
24	162	243
25	123	165
26	131	185
27	153	265

日 時：毎週木曜日（午前 10 時～午後 3 時）

場 所：それいゆぶらざ（女性センター）

相談方法：面接相談のみ（予約不要・先着順）

相談内容別件数



3 DV相談

【DV相談】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ（女性センター）で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。なお現在、3人の専門の相談員が交代で毎週火曜日と土曜日に相談を受けています。

年度 (平成)	相談人数	相談内容数
24	227	340
25	401	549
26	250	310
27	263	333

日 時：火曜日～日曜日（午前9時～午後5時）

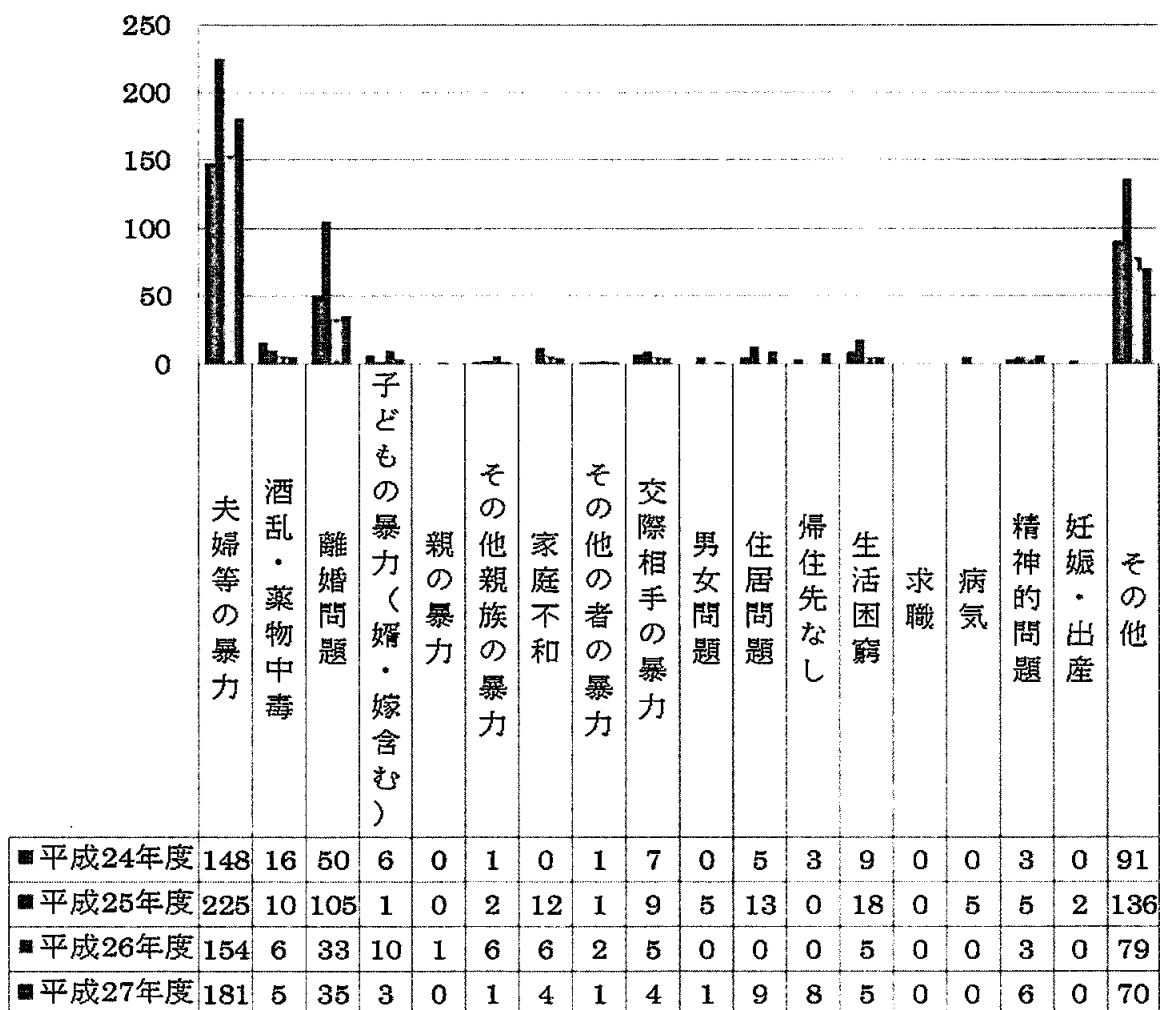
場 所：それいゆぷらざ（女性センター）

相談方法：面接及び電話（予約不要・先着順）

TEL：048-463-0356

※火曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けします。

時 間：午前10時～午後4時



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学教授)、女性 1 人（弁護士）です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。平成 27 年度については、申立てはありませんでした。

生きる!!! イキイキと自分らしく

～ジ・モ・トで学ぶ、語る、つながる～

日時・テーマ・内容・講師／

回	日時	テーマ	内容	講師
1	10/15 (木) 午後2時～ 午後4時	心のモヤモヤとりませんか? ～イキイキとした毎日を 過ごすために～	これからどう生きていくのか。上手な年の重ね方…人生の道すじへのヒントを見つけましょう!	ノンフィクション作家 「共同参画」市民スタディ 21 代表 沖藤 典子 氏
2	10/18 (日) 午前10時～ 正午	イクメン・イクメン ・ほくイクボス! ～パパの極意・仕事も育児も 楽しむ生き方～	イクメン・イクメンは育児も積極的に楽しむ。育児を通して自分もスキルアップ! 地域でも活躍できるイクメンパパの極意を伝授します!	NPO 法人コチカラ・ニッポン 代表 NPO 法人ファザーリング・ジャパン 理事 川島 高之 氏
3	10/20 (火) 午前10時～ 正午	カッコよく生きようぜ! ～しなやかに美しく～	自分の健康は自分で守る時代です。理学療法士であり、高齢者医療に携わってきた仙洞田先生だから伝えられる健康に暮らすヒ・ケ・ツ! 若い今から備えましょ!	株)ウィズケアパートナーズ代表 取締役 株)ウィズケアメディカル常務取締役 仙洞田 洋登 氏
4	10/21 (水) 午前10時～ 正午	笑顔でつながる女と男 ～表情筋を鍛えて 見違える自分に会おう～	老け顔にサヨナラ～! 素敵な笑顔でキラキラ輝くあなたと私。小顔効果もバツグン 期待(大)大(大)!!!	Color Presents (アドバンスカラーセラピー本部) 代表 フェイスストレッチインストラクター 荒岡 真由美 氏
5	10/24 (土) 午前10時～正午	家事シェアで 家族にありがとうを! ～家族みんなができる 家事のコツ教えます～	家事は家族みんなの共同作業。家族事って…何!? 家族で家事を楽しもう! 家事シェアは現代家族の知恵です。円満家族の極意教えます!	NPO 法人 tadaima! 代表理事 三木 智有 氏

会場：中央公民館・コミュニティセンター

定員：各回70人※先着順

対象：市民

保育：1歳以上就学前の幼児各回9人まで(要予約)

申込み：下記それいゆばらまで電話または直接窓口へお申込みください。
9月1日(火)午前9時から受付開始。各セミナー当日まで受付可
ただし、保育利用の方は10月1日(木)までにお申込みください。

*保育1回利用につき事前に500円の保険料をいただきます。

10月1日(木)までにそれいゆばらまでお持ちください。

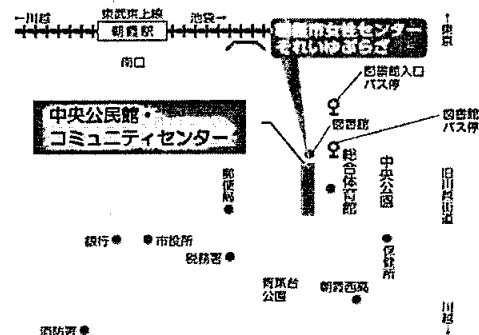
*お子さんを会場内にお連れしての参加も可能です。

*手話通訳をご希望の方は、10月1日(木)までにご連絡ください。

◆申込み先◆

【それいゆばら 女性センター】 ※休所日：月曜日
朝霞市青葉台1-7-1 (中央公民館・コミュニティセンター内)
TEL:048-463-2697 FAX:048-463-0524
Eメール: soreiyu@city.asaka.saitama.jp

セミナー終了後に参加者同志の交流会を予定しております。是非ご参加ください。(自由参加です)



交通：・東武東上線朝霞駅南口下車徒歩10分
・市内循環バス(霞折・溝沼線)図書館入口バス停徒歩1分
・市内循環バス(根岸台線)図書館バス停0分

主催/朝霞市

企画・運営/あさか女と男セミナー企画・運営協力員

第2部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

●朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画 (平成23年度～平成27年度) (抜粋)

1 計画の重点課題と施策目標

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的取扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



＜計画の基本理念＞

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

〔基本理念実現への基本的な視点〕

- 1 男女平等社会像の提案
- 2 絞り込んだ施策目標の設定
- 3 多様なライフコースへの配慮

＜計画の重点課題＞

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

〔計画の重点プロジェクト〕

- 1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
- 2 異性間暴力の防止プロジェクト
- 3 子育て世代の男女応援プロジェクト
- 4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

＜計画の施策目標＞

- 1 男女平等を進めるための積極的な情報提供
- 2 男女平等を進める教育・学習体系の確立
- 3 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- 4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
- 5 男女の自己実現支援

■1 重点課題

(1) 男女平等の意識づくり

急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコースが志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場等の市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、現実生活と意識との矛盾が大きくなっています。そのため、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人の視点からの、男女平等の意識づくりに向けた重点的な取り組みが求められています。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

朝霞市男女平等推進条例は、「あらゆる人々が、性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。少子高齢社会への対応としても、また、増え続けるストレスや自他に向けられた暴力などの深刻な課題を解決するためにも、朝霞市民の一人一人が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し合える、男女平等が実感できる生活の実現に向けた重点的な取り組みが求められています。

■2 施策目標

(1) 男女平等を進めるための積極的な情報提供

朝霞市が目指す男女平等の社会像について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

(2) 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

(3) 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」について周知を図るとともに、異性間におけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会を目指します。

(4) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

(5) 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援します。

■ 3 成果

朝霞市男女平等推進行動計画（第1 次）〔計画期間：平成18 年度～平成27 年度〕

施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

男女平等について市民一人一人の理解が深まるよう、広報あさかや市公式ホームページ、リーフレットやパネル展など様々な取組により情報提供を積極的に行い、市民の関心や理解が徐々に進んできています。

施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるように、男女平等を進めるための、生涯にわたる教育・学習体系の確立をめざして、学校・家庭・地域でそれぞれ学習を推進するとともに、学習活動を支援する人材の育成に取り組み、市民との協働が広がってきています。

施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利」について周知を図るとともに、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざして、人権教育や相談体制の充実、暴力の発生を防ぐ環境づくりにも取り組み、市民の認識は深まってきましたが、引き続き今後も重要な課題となっています。

施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進してきましたが、明確な変化までは認められず、今後も地道な取組が求められています。

施策目標5 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援を進めてきたことにより、地域活動への参加状況、女性の働き方、男性の育児休業に関する考えなどについて変化がみられてきています。

2 重点プロジェクト

この計画の基本理念「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、重点課題を解決するために次の4つの重点プロジェクトを設定し、重点的・優先的に推進します。

「男女の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～」

男女平等の教育・学習推進プロジェクト
異性間暴力の防止プロジェクト
子育て世代の男女応援プロジェクト
男女平等推進拠点づくりプロジェクト

■1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト

(1) 背景

「市民意識調査」結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人が賛成する人を上回っていますが、平成20年から比べると否定派が減少し肯定派が増加している傾向です。また、「男性がメインで女性はサブでいい」といった性別による固定的な役割分業意識がいまだに根強く残っています。

このような考え方を解消し、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるように、市民一人一人が生涯を通じて男女平等の教育機会を得、学習を続けることができる環境づくりが必要です。

(2) 基本的な考え方

学校においては、小・中学生が男女平等や“個”の自立について具体的に考え、実感できる教育プログラムの充実に努めます。男女がともに自立した人間としてお互いに尊重しあう家庭を築き、暮らしを通して子どもへ男女平等の教育・学習がなされることを促進します。また、地域等では、男女のライフプランを学習する機会や、地域コミュニティ活動の機会に男女平等の視点を積極的に絡めるなど、生涯学習活動、地域組織活動と連携した取り組みを進めます。

(3) 主要な施策

- 男女平等の教育プログラムの充実
- 男女が平等な家庭生活の情報提供
- 家庭教育についての学習機会の提供
- 男女平等に関する生涯学習の推進

■2 異性間暴力の防止プロジェクト

(1) 背景

平成21年度の「女性総合相談」で、「暴力」そのものについての相談は13件ですが、「市民意識調査」結果によると、回答した女性の1割強が身体的暴力を、1割が性的暴力を、3割強が精神的暴力を経験しており、顕在化しているのは“氷山の一角”であることが推測されます。

(2) 基本的な考え方

学校はもとより、家庭、地域、職場等において暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて積極的な情報提供に努めます。また、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（平成22年3月策定）に基づき、この基本計画に位置づけられた諸事業の推進に努めます。

(3) 主要な施策

- 異性間暴力が犯罪であることの周知
- 相談体制の充実
- 庁内の保護・支援体制の確立
- 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援
- 「配偶者暴力相談支援センター」の設置（平成23年4月 事業開始）

■3 子育て世代の男女応援プロジェクト

(1) 背景

30歳代人口が多いことが朝霞市の特徴の一つですが、30歳代女性の労働力率は5割と低く、男性が継続就労するのに対して、女性は子育て専業の割合が高くなっています。しかしながら、「市民意識調査」結果では、30歳代無職の女性の約9割が就業を希望しています。子育てそのものについての社会的な支援体制は整いつつありますが、子育て世代の社会参加や、男性の家事・育児参画、女性の再就労準備などへの支援はまだ十分とは言えない状況です。

(2) 基本的な考え方

男女がともに家事や子育てを担い、子育てをしながら就労・学習・社会活動への参加ができる環境づくりを進めます。再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた女性の能力開発を支援します。

(3) 主要な施策

- 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援
- 男女がともに参加しやすい活動への配慮
- 家庭と職業の両立支援
- 女性の能力開発支援

■4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

(1) 背景

「朝霞市男女平等推進条例」にも必要性がうたわれているように、男女平等を推進するための「総合的な拠点施設の設置」が求められています。

(2) 基本的な考え方

推進拠点でどのような男女平等にかかわる活動を誰がどのように展開するのかなど、推進拠点のコンセプトと必要な機能、運営方法などについて市民と協働しながら検討します。

朝霞市男女平等推進審議会（平成21年10月17日諮問 平成23年2月17日答申あり）

(3) 主要な施策

- 推進拠点施設の設置に向けた検討（平成25年1月設置）

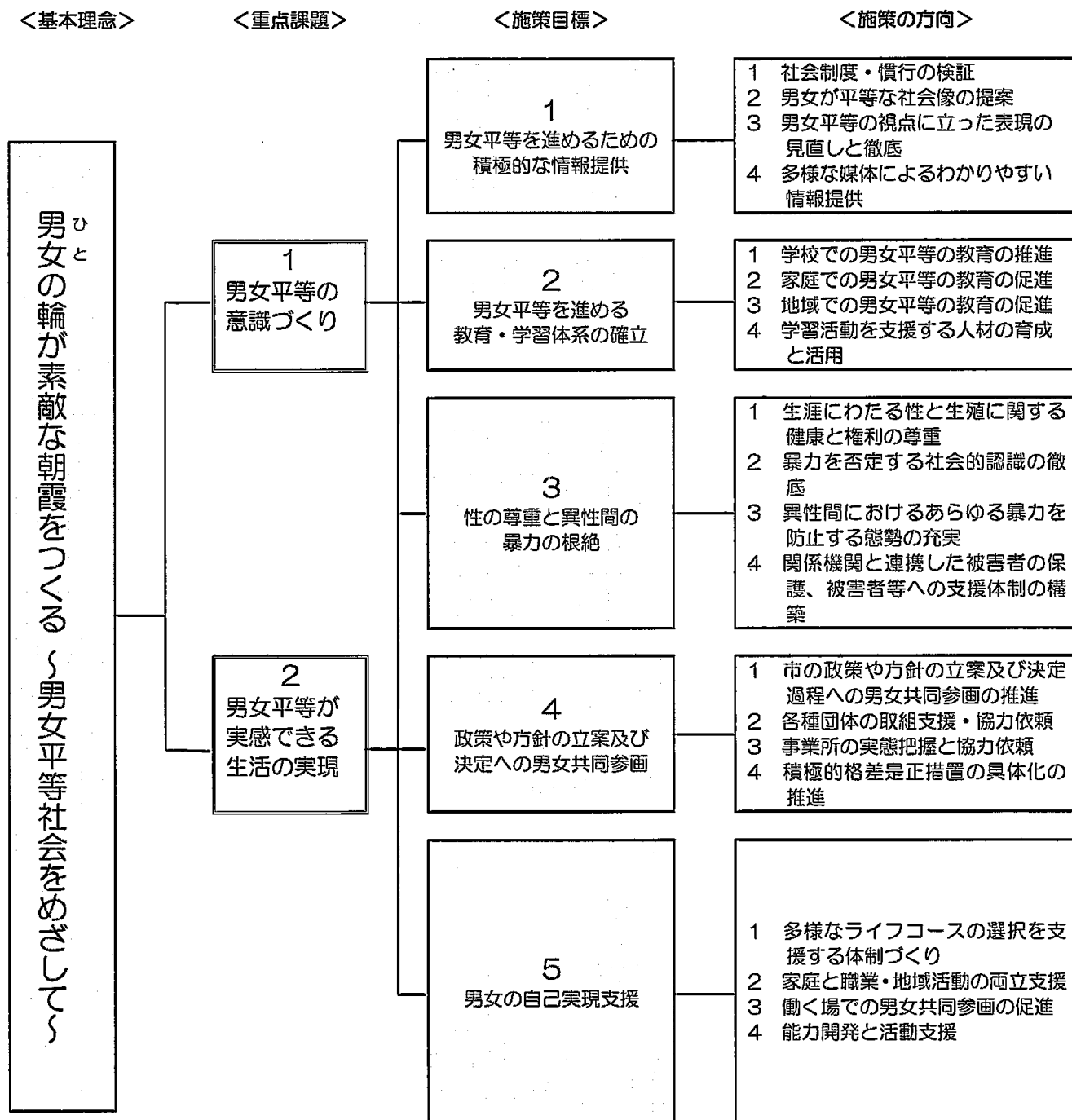
■5 重点プロジェクトの成果

異性間暴力を防止することを目的として、平成23年4月に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、DV相談に係る各種業務を開始することができました。また、朝霞市の男女平等を総合的に推進するための総合的な拠点施設として平成25年1月にそれいゆぷらざ（女性センター）を中央公民館・コミュニティセンター内に開設し男女平等に関する様々な事業を実施するなど重点プロジェクトは一定の成果を上げることができました。

今後につきましても、第2次朝霞市男女平等推進行動計画に基づき、重点プロジェクトで位置付けた課題を今後におきましても取り組めます。

3 施策の体系

この計画は次のような体系に沿って展開します。



4 計画の構成・期間

「朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画と実施計画」をもって構成します。

「基本計画」の期間は平成18年度から平成27年度の10年間で、うち、平成18年度から平成22年度を「前期」、平成23年度から平成27年度を「後期」として、男女平等推進の基本的な方向性を示した計画とします。ただし、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

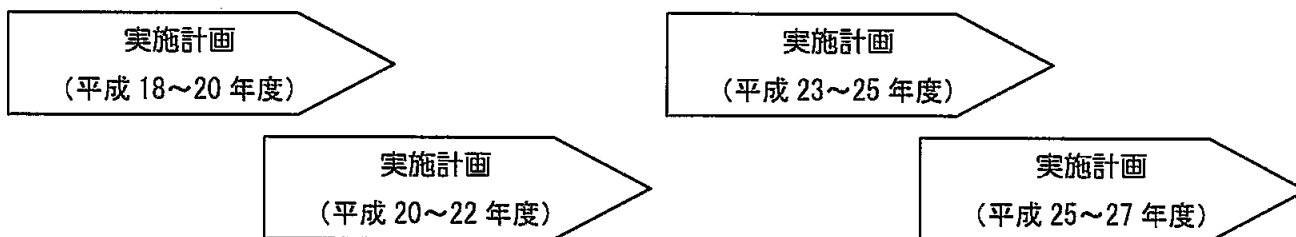
「実施計画」の期間は3年間で、「基本計画」で定めた施策等に基づく、男女平等推進の具体的な事業内容を示した計画とします。

■計画の構成と期間

平成18年度 (2006)	19	20	21	22	23	24	25	26	平成27年度 (2015)

基本理念、重点課題と施策目標、重点プロジェクト
(平成 18～27 年度)

基 本 計 画	
前期 (平成18～22年度)	後期 (平成23～27年度)



【朝霞市男女平等推進事業評価】

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価基準に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価基準の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

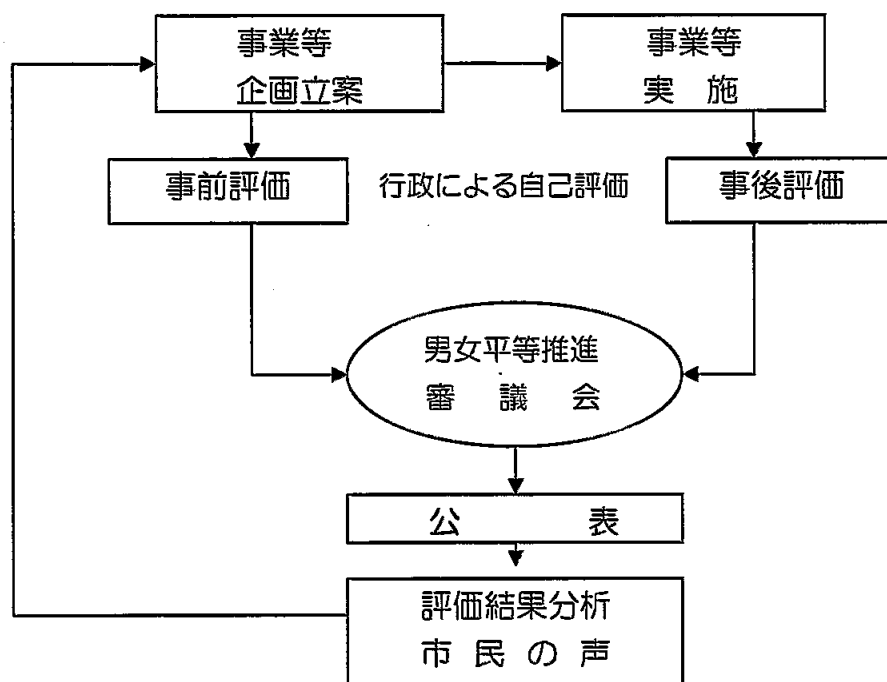
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の事業等について、企画立案段階及び実施後の段階において、男女それぞれに対する効果を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等に敏感になることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 市の事業等の企画立案もその成果も、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かく男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



●**評価** … 各施策目標に対する事業達成状況を各々の事業ごとに5段階*で評価しています。

* 基準 達成された:5 ほぼ達成された:4 あまり達成されていない:3
達成されていない:2 実施していない:1

●**チェック項目** … 各々の事業の企画立案及び実施の段階で、下記にある項目についてチェックし、配慮した具体的内容を記載します。

- ☐ 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
- ☐ 女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。
- ☐ 事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。
- ☐ 社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。
- ☐ 事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。

（注）30ページからの【平成27年度男女平等推進事業の実施状況】表中、「事業達成状況」の欄に掲載しています。

【平成27年度 男女平等推進事業の実施状況】

※（再掲）の事業は、事業名欄を網掛けにしています。

※全庁で取り組む事業については、一部抜粋して掲載しています。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	① 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起	① 施策や事業の展開の見直し促進	全庁 (収納課)	納税奨励に関すること 市税等の徴収に関すること 市税等の滞納処分に関すること 納税貯蓄組合に関すること 市税に関する徴収簿等の整理保管に関すること 過誤納金の還付に関すること 債権管理に係る支援、助言及び調整に関すること 滞納債権の相談及び聴察に関すること 滞納債権の滞納処分に関すること	
				全庁 (まちづくり推進課)	各種申請及び届出において、性別に関する不必要な情報の収集を行わないように年度当初に確認した。	
				全庁 (出納室課)	・会計事務及び審査事務における適正な役割分担 ・定期的に担当する業務の交代及び当番決めにおける平等な分担	
			② 調査等による実態把握	人権庶務課	「男女平等に関する市民意識調査」や「市内事業所アンケート」の結果から見えてくる実態等について、市公式ホームページや掲示板等での啓発を行った。	
				③ 「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	人権庶務課	朝霞市男女平等推進庁内連絡会議において、男女平等の視点で日常の職場環境や、職員の職務状況、市の施策事業の取組状況を点検し、あらゆる場、過程における男女平等を推進した。また、「朝霞市庁内男女平等推進指針」を職員に周知徹底した。
					② 男女平等を阻害する慣行の見直し	① 男女平等を阻害する慣行の是正提案
		② 県条例・市条例の周知徹底	人権庶務課	市公式ホームページを通じた情報提供を行った。公民館行事の際、埼玉県男女共同参画推進条例の基本理念や、男女共同参画社会の目指すもの等が紹介されたパネルを展示し、周知した。		
			③ 男女平等苦情処理委員等の周知	人権庶務課		男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、市公式ホームページや各公共施設に啓発冊子を配置し、広く市民に周知した。
		2 男女が平等な社会像の提案	① 男女平等社会の具体像の周知	① 男女共同参画社会像の周知	人権庶務課	男女共同参画週間に合わせ、パネル展を行い情報を掲示した。 講座等開催時に啓発冊子を配布した。 「広報あさか」にコラム「朝霞市は男女平等を進めています」を連載した。(5月、7月、10月、11月、1月、2月)の計6回掲載。
	② 男女平等推進情報「そよかぜ」の周知			人権庶務課	企画・編集協力員(公募市民)とともに企画・編集を行い、男女平等推進情報「そよかぜ」を9月号・3月号の「広報あさか」に掲載した。	
	③ イベント等における連携			人権庶務課	公民館行事に参加し、男女平等推進に関するパネル展やミニ講座、ビデオ上映会などを実施した。	

※各施策目標に対する「事業達成状況」を各々の事業ごとに5段階で評価しています。

評価基準（達成された→5 ほぼ達成された→4 あまり達成されていない→3 達成されていない→2 実施していない→1）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の意識が職員一人ひとりに定着するよう、スタートミーティング等で啓発し、職場全体で取り組みを行った。	5	今後も引き続き取り組む。
各種申請書、届出書、また事業の参加申込書などを作成する際は、男女の別に関する不必要な情報収集を行っていないか確認した。	5	今後も、引き続き男女平等に配慮していく。
職員に男女平等の視点が定着し、男女平等意識の醸成が図られるよう、内部事務の執行に際して、平等な役割分担と情報提供に配慮した。	5	事務の執行過程における潜在的な役割分担意識の排除
男女平等に関する意識調査・市内事業所アンケート等の結果から見えてくる実態等について、報告書・概要版の発行、市交式ホームページを通じ広く情報提供を行った。	5	今後も継続的な情報や実態把握を行い、意識改革ができるか。
「朝霞市庁内男女平等推進指針」を積極的に周知した。	5	指針の有効活用と更なる職員の意識改革
「広報あさか」にコラム「朝霞市は男女平等を進めています」を掲載し、数字から見た男女共同参画の情報提供を行った。	5	更なる分かりやすい情報の提供を行う。
公民館行事の機会を利用し、県条例に関するパネルを展示した。	5	身近な暮らしと条例との関わりなど、より分かりやすい情報提供に努める。
平成24年度より引き続き、各公共施設にリーフレットを配置し、市公式ホームページでは、周知と活用を促すよう掲載している。	5	分かりやすく周知する。
機会を捉えて積極的に周知した。	5	男女共同参画社会について、誰もが分かりやすい情報提供に努める。
市民に伝わりやすいものとなるよう、企画・編集協力員と協働して発行した。	5	男女共同参画社会を身近に感じられる内容となるよう努める。
市民等と協働して実施した。	5	市民と協働し多様な機会を検討し実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	② 男女が平等な生活提案の実施	① (再掲) 男女平等推進情報「そよかぜ」の周知	人権庶務課	企画・編集協力員(公募市民)とともに企画・編集を行い、男女平等推進情報「そよかぜ」を9月号・3月号の「広報あさか」に掲載した。
		③ 男女平等について調査研究の実施	① 「年次報告書」の発行	人権庶務課	平成27年度版年次報告書を発行した。(9月)
			② 国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	平成27年度は、23の研修に参加。(内訳 男女共同参画 10、DV研修 13) 延べ27名が参加し、調査研究に取り組んだ。
	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	① 市の広報活動、刊行物における表現の徹底	① 性別役割分業是正の観点での行政発刊物の作成・見直し	全庁 (産業振興課)	あさか農業だより各種制度の啓発冊子など当課の発行物について、「表現ガイド」を参考に点検を行った。
				全庁 (保険年金課)	国保ガイドブック 30,000部 国保を支える国保税 31,500部 年金ハンドブック 25部 いつも一緒に国民年金 1,000部 特定健康診査・人間ドックのご案内 24,000部
				全庁 (議会総務課)	イラストを選ぶ際に、性別による固定的な役割分業意識にとらわれず選定するよう配慮した。
			② 「広報あさか」や市公式ホームページにおける表現の留意	市政情報課	各課からの原稿など、男女平等に関する情報を「広報あさか」(毎月1回1日発行)や市公式ホームページに掲載し、固定的役割分業意識に捉われない表現に留意した。
			③ 「表現ガイド」の活用	人権庶務課	発行物の作成の際、「表現ガイド」を活用するよう啓発した。
		② 団体・事業者等へ自主的な取り組みを促進	① 団体・事業者等への周知・情報提供	人権庶務課	事業所アンケートの対象150社に「あさか女と男セミナー」の開催案内を送付し、事業所等への情報提供を行った。
				市政情報課	男女平等に配慮した表現内容に関する人権庶務課等からの原稿を「広報あさか」(毎月1回1日発行)や市公式ホームページに掲載し、団体・事業者等に対して情報提供を行った。
				産業振興課	国・県等の刊行物を窓口へ設置するなど、関連する情報を提供した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民に伝わりやすいものとなるよう企画・運営協力員と協働して発行した。	5	男女共同参画社会を身近に感じられる内容となるよう努める。
男女平等推進審議会の意見を取り入れ、男女平等の推進状況を統計的に比較できる構成にした。	5	さらに、見やすく分かりやすい構成に努める。
研修等で得た知識や情報を共有し、必要に応じ情報提供を行った。	5	情報把握に努め、情報提供していく。
点検に際しては、男女平等の視点で表現をするよう配慮した。	5	発行時の点検作業の徹底。
刊行物作成時のイラストの色や男女の位置、服装なども含めてすべての人に平等に情報が伝わるように配慮した。	5	今後も継続して取り組む。
選定の際に、偏ったイメージになっていないかを確認した。	5	今後も引き続き配慮する。
人物に関するイラストの性別や色使いについて、適切に使用した。	5	今後も引き続き配慮していく。
「表現ガイドー見直してみよう表現」を見やすい場所に設置するよう配慮した。	5	日常的に活用してもらえるよう定期的に啓発する。
市が独自に作成した「表現ガイドー見直してみよう表現」を女性センターそれいゆぶらざをはじめ公共施設に設置し、アンケートを実施した事業者へも送付した。	5	より広く周知できるような多様な媒体での情報提供を検討する。
広報モニターからの意見等を参考にしながら、性別による固定的役割分業意識に捉われない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
資料の設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	資料設置場所の環境整備

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	③ 情報活用能力の向上	① 男女平等の視点に立った表現の推進	人権庶務課	「広報あさか」や市公式ホームページや啓発冊子や講座等を通じ、男女平等の視点に立った表現について情報提供を行った。
			② 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上のための学習情報提供	人権庶務課	情報活用能力向上のための講座等の情報を提供した。
				中央公民館	関係各課の主催事業における部屋の提供及び啓発物（ポスター・チラシ・啓発冊子等）の掲示・配布を行った。また、各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。
	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	① 男女平等に関わる情報提供体制の充実	① 「広報あさか」や朝霞市公式ホームページの充実	人権庶務課	「広報あさか」や市公式ホームページに男女平等推進に関する情報を掲載。（顕彰・女と男セミナー・男女共同参画週間） 「広報あさか」に、男女平等推進に関するコラム（年6回）の連載や男女平等推進情報「そよかぜ」を掲載した。（年2回）
				市政情報課	性別による固定的役割分業意識に捉われない表現に留意しながら、「広報あさか」を毎月1日に発行し、市内全世帯へ配布した。また、市公式ホームページの更新を随時行った。
			② （再掲）男女平等推進情報「そよかぜ」の周知	人権庶務課	企画・編集協力員（公募市民）とともに企画・編集を行い、男女平等推進情報「そよかぜ」を9月号・3月号の「広報あさか」に掲載した。
		② 出前講座の活用	① 男女平等に関わる出前講座の実施	人権庶務課 生涯学習・スポーツ課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座を登録し、活用をPRした。 登録メニュー：2件、分野：くらし 「女と男が輝いてー男女平等についてー」（子ども向けあり） 「デートDVーこれって愛？ー」（中学生・高校生向けあり）
		③ 男女平等に関わる情報のバリアフリー化	① 外国語による生活情報の提供	全庁（市政情報課）	外国人登録のために来庁された方に、外国人向けガイドブックを配布した。
				全庁（教育指導課）	県作成資料や人権文集等を利用し、国際理解教育と人権教育を意識し、研修会などの事業を実施した。
				全庁（健康づくり課）	予防接種と子どもの健康（冊子）の外国語版の提供 予防接種予診票の外国語版の提供 母子健康手帳外国語版の購入案内
			② 高齢者や障害者に配慮した情報の提供	全庁（職員課）	受験案内（男女平等採用）を高齢者や障害者に配慮した方法で周知した。
				全庁（教育指導課）	誰が見ても分かりやすく、活用したいホームページを作成した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の視点に立った表現について情報提供を行った。	5	より広く周知できるよう多様な媒体での情報提供を検討する。
情報が容易に取得できるよう公共施設に設置した。	5	引き続き、情報提供していく。
関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	5	引き続き、各公民館において実施する。
理解を深めてもらえるよう、分かりやすく見やすい情報となるよう配慮した。	5	引き続き、積極的な情報提供を行う。
広報モニターからの意見等を参考にしながら、性別による固定的役割分業意識に捉われない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
市民に伝わりやすいものとなるよう、企画・編集協力員と協働して発行した。	5	男女共同参画社会を身近に感じられる内容となるよう努める。
単に情報を伝えるだけでなく、参加者が学び合える形態を考慮した。	5	利用を啓発していく。
性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
男女平等の視点や身近な外国人をはじめ、世界の現状等の国際問題に配慮した視点を盛り込んだ。	5	より具体的な例を取り入れていく。
冊子や帳票類について、外国語版での情報提供を行った。	5	今後、他の事業においても、必要に応じて外国語版での提供を検討していく。
「広報あさか」、市公式ホームページへの掲載のほか、はあとびあ・わくわくどーむ等の市内各公共施設にポスターを掲示した。	4	今後も配慮に努めていきたい。
高齢者や障害者でも見やすい文字の大きさや色を使った。	5	各学校の作成したホームページの内容を確認し、指導を行っていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	① 男女平等の教育の推進	① 男女平等教育の推進	教育指導課	道徳主任研修会において、道徳指導の中で男女平等の充実について研修を行った。
			② 学級活動の充実	教育指導課	特別活動の学習指導において、男女相互の協力・尊重の観点から、男女の平等・共同参画社会につながる題材と視点をもてるような指導を行った。
			③ 進路指導の充実	教育指導課	進路指導主事会を1回実施。第2回目は、中学生社会体験活動の担当者会として、男女平等に適切な活動ができるよう、打ち合わせを行った。第3回目は、公立高等学校の学力検査終了後に実施、その後各中学校の進路指導の成果と課題を提出させ、報告書としてまとめた。
		② 重点P 男女平等の教育プログラムの充実	① (再掲) 男女平等に関わる出前講座の実施	人権庶務課 生涯学習・スポーツ課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座を登録した。 登録メニュー：2件、分野：くらし 「女と男が輝いてー男女平等についてー」(子ども向けあり) 「デートDVーこれって愛?ー」(中学生・高校生向けあり)
			② 男女平等教育の研究と推進	教育指導課	各学校において、教育活動全般での男女平等教育を推進した。
		③ 男女平等の教育環境づくり	① 教育相談体制づくり	教育指導課	男女差なく、個を大切に教育相談の充実を図った。
			② 学校運営における男女平等推進	教育指導課	男女平等の視点に立った学校運営を促進させた。
				教育管理課	倫理確立委員会の委員に必ず女性を登用するよう、校長会議等での啓発をするとともに、男女共同参画による教育を推進・啓発した。
			③ 教職員の研修の実施	教育指導課	学校教育における男女平等教育について、管理職の指導の下、教職員の研修の充実を図ることができた。校内倫理委員会の組織の充実と開催の定例化を図ることができた。
	2 家庭での男女平等の学習の促進	① 重点P 男女が平等な家庭生活の情報提供	① 家庭向け冊子の作成	人権庶務課	男女が協働する家事、育児などについて掲載した啓発冊子「朝霞市は男女平等を進めています」を講座やパネル展等の機会を捉えて配布した。
			② (再掲) 男女平等推進情報「そよかぜ」の周知	人権庶務課	企画・編集協力員(公募市民)とともに企画・編集した男女平等推進情報「そよかぜ」を9月号・3月号の「広報あさか」に掲載し情報提供した。
			③ 女性センターそれいゆびらざの施設運営	人権庶務課	女性センター交流・情報コーナーでの図書の閲覧、貸出し、インターネットの閲覧などを通じ、男女平等に関する様々な情報の提供を行った。 平成27年度 図書貸出数(140冊 78名) インターネット利用者数(19名)
		② 重点P 家庭教育についての学習機会の提供	① 講演会等の開催	生涯学習・スポーツ課	幅広い年齢層に、家庭における教育についての家庭教育学級合同講演会を実施した。 家庭教育学級合同講演会 講師：高濱正伸氏 内容：「メシが食える大人に育てるために～子どもの生き抜く力を育む～」 日程：平成27年11月18日(水)開催 会場：朝霞市民会館(ゆめばれず) 参加者数：728名
			② 家庭教育学級の促進	生涯学習・スポーツ課	家庭教育学級についての支援・指導を充実を図った。 家庭教育学級開設団体数 家庭教育学級補助金：15団体 家庭教育学級事業補助金：11団体
		③ 重点P 子育て家庭における男性の家事・育児参画支援	① 子育て講座の充実	中央公民館	育児・子育て講座を3回実施した。 西朝霞公民館(育児講座・1講座) 北朝霞公民館(子育て講座・2講座)
			② 親子で参加する講座等の開催	中央公民館	各公民館の主催事業で、親子で参加できる講座を実施した。 中央公民館：こども天体教室 東朝霞公民館：子どもふれあい広場 西朝霞公民館：レッツ・チャレンジ 南朝霞公民館：南っ子クラブ 北朝霞公民館：子育て講座・こども公民館 内間木公民館：コミュニケーション講座
			③ マタニティ教室、育児学級の充実	健康づくり課	マタニティ教室の中に、男性(プレバパ)が参加できる回を設けて実施した。 実施回数：年12回コース(延べ 60単位：1単位 90分前後の講義1コマ) 男性プレバパ 210名参加

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
児童・生徒の実態に即した授業研究を行った。	5	更に男女平等の視点を盛り込む。
児童・生徒の発達段階を十分に考慮した。	5	題材の重要性を職員に周知徹底させる。
児童・生徒の実態に即した進路指導・キャリア教育を実施した。	5	今後も引き続き配慮していく。
単に情報を伝えるだけでなく、参加者が学び合える形態を考慮した。	5	利用を啓発していく。
男女間の差別や格差をなくす意識や能力を養った。	5	各学校の実態に合った指導内容の精選をする。
一人ひとりの状況などに配慮した教育相談活動を推進することができた。	5	関係機関との連携を推進する。
学校行事等における役割分担で、性別による固定的な役割分業にならないように配慮した。	5	おおむね良好であるが、学校運営全般にわたり、男女によって差が生じないようにする。
女性・男性双方による倫理確立委員会運営など、男女共同参画の推進を啓発した。	5	女性・男性双方で委員会を組織するため、職名にとらわれない弾力的な委員構成を引き続き呼びかけていく必要がある。
各学校の実態に応じた研修の実施。	5	男女平等教育に対する教職員の意識の高揚を図る。
多様な機会を捉えて、啓発冊子を配布した。	5	引き続き、多様な機会を捉えて配布していく。
市民に伝わりやすいものとなるよう、企画・編集協力員と協働して発行した。	5	男女共同参画社会を身近に感じられる内容となるよう努める。
手に取りやすい環境、見やすい環境に図書を並べるなどの工夫を行った。	5	引き続き実施していく。
子育てや家庭教育へ男女がともに参画することの大切さを講演会を通じて啓発した。	5	引き続き、広報の方法等について工夫をする必要がある。
家庭教育学級開設の促進と、学習支援に努めた。	5	引き続き、より多くの市民に学習機会の周知と家庭教育の重要性の啓発を行うとともに、その活動を支援していく。
講座主催側の一方通行にならないよう、参加者相互の交流を促し、実施後のコミュニケーションがしやすい環境づくりに配慮を行った。	5	家事・子育てに関する講座を継続するとともに、男性・女性ともに参加できる講座の開催を考慮する。
働いている親も参加できるように日程を工夫した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
パパとなる男性の参加アップを図るため、土曜日午前中に講座を開催し、一緒に参加しやすいよう配慮した。	5	パパとなる男性を対象とした講座について、内容の充実を図る。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	① 地域活動に男女平等の視点を提案	① 各種団体等に向けての情報提供の推進	生涯学習・スポーツ課	男女平等の視点に立った学習の機会や情報を「広報あさか」の「ようこそ！あさかの生涯学習へ」へ掲載し、推進した。
				中央公民館	市民からの問合せに応じ、公民館サークルを紹介した。また、各種団体や関係各課からの講座・催事案内やポスター・チラシの掲示・配布や情報資料の提供を行った。（市内6公民館）
			② 地域活動への男女共同参画の推進	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発冊子を自治会連合会、PTAに配布したほか、講座等の機会に配布したり、女性センターそれいゆぶらざをはじめとする、各公共施設に配置し啓発を行った。
		② 重点P 男女平等に関する生涯学習の推進	③ 女性センターそれいゆぶらざ団体登録制度の実施	人権庶務課	男女共同参画社会の実現などの目的をもって活動する団体を登録する制度を実施した。（登録団体2団体）
			① 男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習・スポーツ課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、その情報を提供した。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」 発行部数：2,500部 発行回数：年1回
				中央公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問合せに対応した。また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。（市内6公民館）
				人権庶務課	男女平等に関する講演会等の学習情報を「広報あさか」や市公式ホームページ、「広報あさか」の男女平等推進情報「そよかぜ」として掲載したほか、女性センターそれいゆぶらざに掲示し、情報提供に努めた。
			② 男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習・スポーツ課	自主的な男女平等に関する学習や支援の場を提供した。 生涯学習体験教室：31講座51回実施 市民企画講座：補助団体数10団体 あさか学習おとどけ講座：39件実施
			③ 地域での学習活動支援	中央公民館	公民館サークル活動として登録されている家庭教育学級活動団体への活動場所（部屋）の貸し出しやポスター・チラシの設置等による学習活動支援を行った。（市内6公民館）
			④ 男女が学習しやすい環境づくり	中央公民館	主催事業への子育て世代の参加を促進するため、一時保育を実施した。また、一部講座で夜間及び土・日曜日開催を実施した。 一時保育：全公民館で実施 夜間講座：中央公民館（こども天体教室） 土日講座：中央公民館（サイエンスキッズ）・東朝霞公民館（生活教養講座・子どもふれあい広場）・西朝霞公民館（成人教養講座・伝統文化講座・レッツチャレンジ）・南朝霞公民館（南っ子クラブ・サークル体験フェスティバル・映画会） 北朝霞公民館（教養講座・わんぱくキッズランド）・内間木公民館（コミュニケーション講座）
			⑤ 「あさか女と男セミナー」及び女性センターそれいゆぶらざ講座等の開催	人権庶務課	企画・運営協力員（公募市民）とともに、「あさか女と男セミナー」を企画・運営した。（全5回、参加者延べ136名） テーマ「生きる！イキイキと自分らしく～シ・モ・トで学ぶ、語る、つながる～」 第1回「心のモヤモヤとりませんか？～イキイキとした毎日を過ごすために～」ノンフィクション作家、「共同参画」市民スタディ21代表 沖藤典子氏 第2回「イクメン・イクメン・ほくイクボス！～パパの極意・仕事も育児も楽しむ生き方～」NPOコジカラ・ニッポン代表・NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 川島高之氏 第3回「カッコよく生きようぜ！～しなやかに美しく～」(株)ウィズケアパートナーズ代表取締役 仙道田洋登氏 第4回「笑顔でつながる女と男～表情筋を鍛えて見違える自分に会おう～」ColorPresents(アドバンスカラーセラピー本部)代表、フェイスストレッチインストラクター 荒岡真由美氏 第5回「家事シェアで家族にありがとうを！～家族みんなができる家事のコツ教えます～」NPO法人 tadaina代表 三木智有氏 ※保育実施
			⑥ (再掲) 女性センターそれいゆぶらざの施設運営	人権庶務課	女性センター交流・情報コーナーでの図書の閲覧、貸出し、インターネットの閲覧などを通じ、男女平等に関する様々な情報の提供を行った。 平成27年度 図書貸出数(140冊 78名) インターネット利用者数 (19名)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
団体・サークル等への積極的な情報提供を行った。	5	引き続き、学習の必要性を啓発周知し、情報提供や各種事業への参加・協力を促す。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
自治会連合会総会時などにおいて、啓発冊子を配布し啓発した。	5	様々な媒体で、今後も啓発に努める。
登録団体と連携し、講座等を開催した。	5	登録団体との協働を検討する。
最新情報の収集と提供を行った。	5	引き続き、情報の収集に努め、より広い範囲への情報提供と啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問合せには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
市以外の主催のものも、随時ポスター掲示やチラシの配布等により、情報提供を行った。	5	今後も多様な情報提供方法を検討する。
生涯学習活動を通して、ニーズに応じた相談・支援を行った。	5	引き続き、講座の成果を本市の生涯学習推進につなげていく。
女性学習活動団体へ公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。また、依頼を受けてポスターやチラシを設置した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
できる限り多くの事業において、休日・夜間開催への配慮や、保育が可能な部屋の貸し出しについて配慮を行った。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
平日だけでなく土曜日にも開催し、平日に参加できない市民も参加できるよう配慮した。	5	学びを通じ、男女平等を推進する人材を育成する。
手に取りやすい環境、見やすい環境に図書を並べるなどの工夫を行った。	5	引き続き実施していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	③ 女性のリーダーシップ能力の向上促進	① 市民企画講座奨励・支援	生涯学習・スポーツ課	市民企画講座を奨励し、支援及び指導の充実を図った。 市民企画講座補助金を10団体に交付した。
			② (再掲) 男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習・スポーツ課	自主的な男女平等に関する学習相談や支援の提供を実施した。 生涯学習体験教室：31講座51回実施 市民企画講座：補助団体数10団体 あさか学習おとどけ講座：37件実施
			③ 女性リーダー育成講座に関する情報提供や活動の場の提供	中央公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布や啓発冊子類掲示、施設利用依頼による活動場所(部屋)の提供を行った。(市内6公民館)
			④ (再掲) 「あさか女と男セミナー」及び女性センターそれぞれゆづらぎ講座等の開催	人権庶務課	企画・運営協力員(公募市民)とともに、「あさか女と男セミナー」を企画・運営した。(全5回、参加者延べ136名) テーマ「生きる！イキイキと自分らしく～ジ・モ・トで学ぶ、語る、つながる～」 第1回「心のモヤモヤとりませんか？～イキイキとした毎日を過ごすために～」ノンフィクション作家、「共同参画」市民スタディ21代表 沖藤典子氏 第2回「イクメン・イクメン・ほくイクボス！～パパの極意・仕事も育児も楽しむ生き方～」NPOコジカラ・ニッポン代表・NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 川島高之氏 第3回「カッコよく生きようぜ！～しなやかに美しく～」(株)ウィズケアパートナーズ代表取締役 仙道田洋登氏 第4回「笑顔でつながる女と男～表情筋を鍛えて見違える自分に出会おう～」ColorPresents(アドバンスカラーセラピー本部)代表、フェイスストレッチインストラクター 荒岡真由美氏 第5回「家事シェアで家族にありがとうを！～家族みんなができる家事のコツ教えます～」NPO法人 tadaima代表 三木智有氏 ※保育実施
	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	① 広い視野をもった人材の育成と活用	① 日本女性会議市民派遣事業の実施	人権庶務課	日本女性会議の開催情報など、女性センター内に掲示した他、市公式ホームページに掲載し周知を図った。
			② 全国・全県レベルの経験交流・研修機会の情報提供	人権庶務課	「広報あさか」や市公式ホームページ、女性センターそれぞれゆづらぎのお知らせコーナー等を通じ、男女平等に関する講演会等の情報を提供した。
		② 男女平等を推進するための学習支援	① (再掲) 「あさか女と男セミナー」及び女性センターそれぞれゆづらぎ講座等の開催	人権庶務課	企画・運営協力員(公募市民)とともに、「あさか女と男セミナー」を企画・運営した。(全5回、参加者延べ136名) テーマ「生きる！イキイキと自分らしく～ジ・モ・トで学ぶ、語る、つながる～」 第1回「心のモヤモヤとりませんか？～イキイキとした毎日を過ごすために～」ノンフィクション作家、「共同参画」市民スタディ21代表 沖藤典子氏 第2回「イクメン・イクメン・ほくイクボス！～パパの極意・仕事も育児も楽しむ生き方～」NPOコジカラ・ニッポン代表・NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 川島高之氏 第3回「カッコよく生きようぜ！～しなやかに美しく～」(株)ウィズケアパートナーズ代表取締役 仙道田洋登氏 第4回「笑顔でつながる女と男～表情筋を鍛えて見違える自分に出会おう～」ColorPresents(アドバンスカラーセラピー本部)代表、フェイスストレッチインストラクター 荒岡真由美氏 第5回「家事シェアで家族にありがとうを！～家族みんなができる家事のコツ教えます～」NPO法人 tadaima代表 三木智有氏 ※保育実施

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の創意による、地域の実情に即した市民企画講座の実施を支援した。	5	引き続き、個々の団体の学習成果を本市の生涯学習推進に結び付けていく。
生涯学習活動を通して、ニーズに応じた相談・支援を行った。	5	引き続き、個々の団体の学習成果を本市の生涯学習推進につなげていく。
関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
平日だけでなく土曜日にも開催し、平日に参加できない市民も参加できるよう配慮した。	5	学びを通じ、男女平等を推進する人材を育成する。
市民派遣事業は廃止となったが、女性センター内に掲示した他、市公式ホームページに掲載し周知した。	5	今後も引き続き配慮し、周知していく。
内閣府男女共同参画局や国立女性教育会館、埼玉県男女共同参画推進センター等のホームページを市公式ホームページにリンクを張った。	5	今後も、より多くの情報を提供する。
平日だけでなく土曜日にも開催し、平日に参加できない市民も参加できるよう配慮した。	5	学びを通じ、男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	② 男女平等を推進するための学習支援	② 男女平等に関する学習機会の提供	生涯学習・スポーツ課	人権教育講座等による男女平等に関する学習機会を充実するため下記のような事業を展開した。 ・人権問題講習会 7月23日「焼夷弾の降り注いだ街で生まれ育った落語家として」柳家さん八氏 参加189名 ・保育を企画したが、応募無 ・市民人権研修会(3回) 参加131名 ①6月9日「介助犬を知っていますか?〜心と社会のバリアフリー〜」社会福祉法人日本介助犬協会 山本香織氏、前川久美子氏、PR大 ②6月17日「同和問題を考える」埼玉県民生活部人権推進課人権・同和問題選任講師 永井茂氏 ③6月30日「高齢者と利権擁護」朝霞市地域包括支援センター モーニングパーク職員 ・企業人権教育研修会(2回) 参加68名 ①11月6日「使用者(経営者、人権担当者)の視点で考えるハラスメント問題」弁護士法人ポート川越中央法律事務所 吉村実氏 ②11月20日「民間企業各社の障がい者雇用への取り組み(実践報告)」(株)フロンティアチャレンジ事業管理部ゼネラルマネージャー 井上雅博氏 ・人権教育講座(6公民館で6回) 参加160名 ※保育実施
				中央公民館	関係各課の主催事業における部屋の提供及び啓発物(ポスター・チラシ・啓発冊子等)の掲示・配布を行った。また、各公民館において、男女にかかわらず、能力向上の一助となる講座を開催した。
			③ (再掲) 男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習・スポーツ課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、その情報を提供した。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」 - 発行部数：2,500部 発行回数：年1回
				中央公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問合せに対応した。また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。(市内6公民館)
				人権庶務課	男女平等に関する講演会等の学習情報を「広報あさか」や市公式ホームページ、「広報あさか」に男女平等推進情報「そよかぜ」を掲載したほか、女性センターそれいゆばらぎに掲示し、情報提供した。
		③ 地域人材の活用促進	① 男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	人権庶務課	男女平等推進条例及び男女平等推進顕彰実施要綱に基づき、男女平等を推進する市民、団体、事業者に対し顕彰を行うため、「広報あさか」及び市公式ホームページにより募集を行った。(実績0)
			② 地域人材の発掘・活用	人権庶務課	公募市民との協働により、「広報あさか」に掲載するコラムや男女平等推進情報「そよかぜ」の企画・編集、「あさか女と男セミナー」の企画・運営等を行った。 ・男女平等推進事業企画・運営協力員(10名) ・男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員(4名) ・あさか女と男セミナー企画・運営協力員(5名)
				生涯学習・スポーツ課	新規登録者の募集と利用促進、制度の周知を図った。 登録者数 98名、団体数 16団体(H28.3.31現在) 生涯学習ボランティアバンク登録者が講師となり、様々な知識や経験、優れた技術や技能を「体験教室」として開催した。 開催講座：30講座 述べ参加者数：748名
				中央公民館	生涯学習ボランティアバンクに登録されている人材の活用と情報の提供を行った。(市内6公民館)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるために講演会等を実施した。	5	引き続き、学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
講座企画に当たって、情勢やニーズについて留意した。	5	市内全公民館において、毎年継続して実施する。
最新情報の収集と提供を行った。	5	引き続き、情報の広い範囲への提供、啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問合せには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
市以外の主催のものも、随時ポスター掲示やチラシの配布等により、情報提供を行った。	5	今後も多様な情報提供方法を検討する。
「広報あさか」、市公式ホームページを使い募集した。	5	より多様な周知方法を検討する。（審議会委員からの他薦や事業所等に周知など。）
日本女性会議参加者や「そよかぜ」企画・編集協力員経験者を活用した。	5	今後も男性の協力員を活用する。
制度の周知と活用の促進を図った。	5	引き続き、生涯学習ボランティアバンク制度を広く市民に周知し、登録・活用が活発になるように努める。
市民からの講師依頼に関する問合せには、生涯学習ボランティアバンク登録者を紹介し、自らの技能を活用したい希望者には、同バンクへの登録を説明し、生涯学習課へ連絡するよう助言した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重 と異性間 の暴力の 根絶	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重	① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の普及	① リーフレットの設置を拡大	人権庶務課	市内公共施設に関連啓発冊子を設置したほか、パネル展等の事業実施時に配布した。 市内中学校の生徒に関連啓発冊子を配布した。
				健康づくり課	母子健康管理指導事項連絡カードの周知(母子健康手帳交付時：1,532名) マタニティキーマーホルダーの周知(同上：1,532名) 不妊治療費助成事業の啓発冊子設置(事業は埼玉県が実施)
		② 思春期の保健対策の推進	① 薬物乱用対策の推進	健康づくり課	「広報あさか」や薬物乱用防止ポスターで周知を行った。
				教育指導課	・各小・中学校において「薬物乱用防止教室」を行った。 ・小学校体育授業(6年保育)及び中学校保健体育授業(3年保健)で指導した。
			② HIV/エイズ、性感染症対策	健康づくり課	エイズ予防財団等からのポスター掲示及び啓発冊子の設置
				教育指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導が実施された。小学校体育授業(6年保育)及び中学校保健体育授業(3年保育)で指導した。
			③ 喫煙と飲酒に関する情報の提供	健康づくり課	マタニティ教室において、喫煙、飲酒に関する胎児への影響などについての教育の実施 ポスター掲示などで普及啓発の実施 健康まつりにて、喫煙と飲酒に関する情報の普及啓発
				教育指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な喫煙と飲酒防止に関する指導を実施した。小学校体育授業(6年保育)及び中学校保健体育授業(3年保健)で指導した。
		④ 性教育の実施	⑤ デートDVに関する情報の提供	教育指導課	以下のような指導内容で、性に関する指導を実施した。 ・大きくなるからだ ・男女の身体の変化 ・生命の誕生 ・二次性徴 ・性感染症とその予防
				人権庶務課	デートDVに関する啓発冊子を女性センターそれぞれいづらさをはじめ公共施設に配置したほか、セミナー等の事業の際に配布し啓発した。 あさか学習おとどけ講座のメニューに「デートDVーこれって愛?ー」を継続登録 市内中学校3年生にデートDVに関する啓発冊子を配布した。
				健康づくり課	あさか健康プラン21(第2次)推進の主な事業 ①健康づくり推進協議会の開催 年3回 ②「健康あさか普及員」の登録 ③講演会の開催 年1回 ④へるすアップ(健康情報)の「広報あさか」への掲載 年4回 健康づくりガイドブックの発行 年1回 ⑤「健康あさか普及員」意見交換会の実施 年9回
		③ 男女の健康管理の支援	① 市民の健康づくりの支援（あさか健康プラン21）	健康づくり課	各種検診を実施した。 乳がん検診：個別 3,491名 集団 1,619名 総合検診 241名（すべて女性） 子宮がん検診：個別 3,327名 集団 1,205名 総合検診 233名（すべて女性） 骨粗しょう症予防検診： 1,043名(すべて女性)
				健康づくり課	
		② 女性のヘルスチェックの周知徹底	② 女性のヘルスチェックの周知徹底	健康づくり課	
				健康づくり課	
	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	① 異性間暴力に関する情報の収集及び提供の推進	人権庶務課	「広報あさか」11月号及び市公式ホームページに、女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～11/25)を掲載し、DV等の防止についての情報を掲載した。 DVやデートDVに関する啓発冊子を女性センターそれぞれいづらさをはじめ公共施設に設置したほか、セミナー等の事業の際に配布し啓発した。 市内中学校3年生にデートDVに関する啓発冊子を配布し啓発した。 「あさか学習おとどけ講座」にデートDVのメニューを継続登録した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
心と体を大切にすることや、デートDVの観点で中学生にも分かりやすい啓発冊子を配布した。	5	より多くの市民に伝わるよう、効果的な設置方法を検討する。
マタニティキーホルダーの配布及び周知を図ることや、関連事業の周知を図った。	5	啓発冊子の設置場所や、情報提供手段の拡大について検討していく。
薬物乱用防止を図るため、ポスター等の掲示とともに、保健所からの依頼により、「広報あさか」での啓発を行う。	5	保健所などの関係機関と連携を図り、普及啓発を行う。
関係機関との連携強化と保護者への啓発に努めた。	5	関係機関との更なる連携と保護者への啓発を進める。
啓発冊子やポスターによる普及啓発。	5	今後も配慮しながら、継続的に実施。
エイズをはじめとする感染症の知識を身に付けさせる。	5	今後とも各学校における性に関する指導の充実を図る。
ポスター掲示やマタニティ教室で、喫煙・飲酒の影響について情報提供及び、健康教育の実施。	5	保健所など関係機関と連携を図り、情報提供を実施し、妊産婦への教育について引き続き実施する。
飲酒・喫煙によって引き起こされる健康被害の知識を身に付けさせる。	5	養護教諭や保健体育科の指導の充実を図る。
各学校の実態及び児童生徒の発達段階に応じて、適宜指導する。	5	養護教諭や保健体育科の教師、担任教師への指導。
毎年、市内中学校3年生に啓発冊子を配布し、情報発信した。	5	引き続き、啓発に努める。
あさか健康プラン21推進事業として、市民に対して様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点も意識しながら、検討している。	5	市民の健康づくりの推進という観点で、女性・男性双方が各事業に参画できるよう配慮していく。
女性特有の病気の早期発見、予防を目的に検診を実施している。併せて、骨粗しょう症予防のために受診者に対して、健康教育を実施した。	5	今後も女性の健康支援のために、継続して実施していく。
セミナー等の事業の機会に配布した。	5	引き続き啓発していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重 と異性間の 暴力の根絶	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	② 異性間暴力に関する学習情報、学習機会の提供	生涯学習・スポーツ課	講演会等の学習情報を提供した。 ・市民人権教育研修会 ・人権問題講習会 ・家庭教育学級合同講習会 等
				中央公民館	人権の視点から、異性間暴力に関する学習情報や学習機会の提供を行った。(市内6公民館) 関係各課からの啓発冊子等を設置した。
			③ 異性間暴力防止に関する教育の実施	人権庶務課	関連啓発冊子を市内中学3年生に配布した。 「広報あさか」、市公式ホームページに掲載、関連啓発冊子を配置するなど継続的に行った。 情報発信する市職員への更なる知識と理解のスキルアップを目指し周知した。
				教育指導課	人権教育主任研修会を通して、人権感覚育成プログラムの活用など実施できた。
		② 人権についての教育の推進	④ セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	職員課	セクシュアル・ハラスメントを防止するため、研修会等の機会を利用し、相談窓口の周知を図った。
			① 女性に対する暴力をなくす運動の周知	人権庶務課	「広報あさか」11月号や市公式ホームページに、「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載した。 「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターや啓発冊子を女性センターそれいゆびらさ等に設置し、またパープルリボンを貼る活動を通じて周知に努めた。
				全庁 (中央公民館)	各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。(H27より全6館で実施) 中央公民館：人権教育講座「くらしに役立つ書道入門」※生活教養講座と共催 23名 東朝霞公民館：人権教育講座「人権について～人を思う・心を想像する～」29名 西朝霞公民館：人権教育講座「人権は身近な問題から～相手の気持ちを考える」28名 南朝霞公民館：人権教育講座「私、生まれてきて良かったの? 婚外子差別の背景は今」21名 北朝霞公民館：人権教育講座「同じ街に暮らす人の権利を守るために～差別・偏見はどこから生まれてくるのか～」22名 内間木公民館：人権教育講座「人権見聞録～海外生活を通じて目にしてきたもの～」37名
			② 男女平等の視点からの人権教育の推進	全庁 (教育指導課)	各小・中学校において、人権教育上の視点を盛り込んだ授業を、年間を通して実施した。
				人権庶務課	・第13回北足立郡市町人権フェスティバルを、平成27年10月16日(金)に伊奈町総合センターで開催。北足立郡14市町と関係機関及び人権問題に取り組む団体などと協働したイベントで、啓発パネル展や講演会を実施した。また、男女平等に関する啓発冊子等を配布し、人権意識及び男女平等意識の高揚に努めた。 ・人権・同和問題講演会を、平成27年10月29日(木)に川口市役所鳩ヶ谷庁舎で開催。(北足立郡市町同和対策推進協議会、川口市共催) ・「人権と平和パネル展」の開催。 (10/2～10/4コミュニティセンター、 10/6～10/8東朝霞公民館、 10/9～10/11西朝霞公民館)
				教育指導課	各小・中学校において、人権教育上の視点を盛り込んだ授業を、年間を通して実施した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
情報誌等で学習情報を提供した。	5	引き続き、異性間暴力の減少につながるような学習情報の収集及び提供に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
デートDVに陥りやすい年代になる前の、中学3年生に理解を深めてもらうため、啓発冊子を配布した。	5	引き続き啓発していく。
人権教育主任研修会の中に男女平等の視点を盛り込んだ。	5	異性間暴力等を含めた具体的事例をなるべく取り上げる。
相談窓口を職員に周知した。	4	今後も周知に努める。
「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、「広報あさか」や市公式ホームページに記事を掲載した。	5	引き続き周知を図っていく。
講座企画に当たって、情勢やニーズについて留意した。	5	市内全公民館において、毎年継続して実施する。
各小・中学校において、様々な人権課題についての授業を実施しているのので、男女平等教育の授業を実施した。	5	各校、各学年における実施内容を深化させていく指導方法を考える。
人権フェスティバル及び人権と平和パネル展などの開催については、「広報あさか」や市公式ホームページ、チラシ、ポスターを作成し、男女問わず広く参加を呼びかけた。また、各種事業開催時には男女平等に関するリーフレットや女性センターの案内等を配置するなど、男女平等意識の醸成を図るよう努めた。	5	人権と平和パネル展については、平和を主眼とした内容に変更する。
各小・中学校において、様々な人権問題についての授業を実施する中で、男女平等教育の授業についても実施した。	5	各校、各学年における実施内容のさらなる深化が図れるようにしていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	② 人権についての教育の推進	③ 人権問題講演会等の開催	生涯学習・スポーツ課	人権教育講座等による男女平等に関する学習機会を充実するため下記のような事業を展開した。 ・人権問題講習会 7月23日「焼夷弾の降り注いだ街で生まれ育った落語家として」柳家さん八氏 参加189名 ・保育を企画したが、応募無 ・市民人権研修会(3回) 参加131名 ①6月9日「介助犬を知っていますか?〜心と社会のリアフリー〜」社会福祉法人日本介助犬協会 山本香織氏、前川久美子氏、PR犬 ②6月17日「同和問題を考える」埼玉県民生活部人権推進課人権・同和問題選任講師 永井茂氏 ③6月30日「高齢者と利権擁護」朝霞市地域包括支援センター モーニングパーク職員 ・企業人権教育研修会(2回) 参加68名 ①11月6日「使用者(経営者、人権担当者)の視点で考えるハラスメント問題」弁護士法人ポート川越中央法律事務所 吉村実氏 ②11月20日「民間企業各社の障がい者雇用への取組み(実践報告)」(株)フロンティアチャレンジ事業管理部ゼネラルマネージャー 井上雅博氏 ・人権教育講座(6公民館で6回) 参加160名 ※保育実施
				中央公民館	関係各課の主催事業における部屋の提供及び啓発物(ポスター・チラシ・啓発冊子等)の掲示・配布を行った。 また、各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。 中央公民館：人権教育講座「くらしに役立つ書道入門」※生活教養講座と共催 23名 東朝霞公民館：人権教育講座「人権について～人を思う・心を想像する～」29名 西朝霞公民館：人権教育講座「人権は身近な問題から～相手の気持ちを考える～」28名 南朝霞公民館：人権教育講座「私、生まれてきて良かったの? 婚外子差別の背景は今」21名 北朝霞公民館：人権教育講座「同じ街に暮らす人の権利を守るために～差別・偏見はどこから生まれてくるのか～」22名 内間木公民館：人権教育講座「人権見聞録～海外生活を通じて目にしてきたもの～」37名
	3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	① 重点P相談体制の充実	① 異性間暴力の相談窓口・機関等の周知	人権庶務課	「広報あさか」や市公式ホームページ、男女平等推進情報「そよかぜ」等に情報を掲載した。 配偶者暴力相談支援センターや女性総合相談、男女平等苦情処理委員の啓発冊子を女性センターそれいゆぶらざをはじめ公共施設に設置した。
			② 「女性総合相談」や「DV相談」機能の充実	人権庶務課	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催した。 「配偶者暴力相談支援センター相談員及び女性総合相談員研修・交流会」を開催した。 「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。 県主催のDV被害者支援担当者研修等に参加した。
			③ 女性総合相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	人権庶務課	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催した。 「配偶者暴力相談支援センター相談員及び女性総合相談員研修・交流会」を開催した。 「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。 県主催のDV被害者支援担当者研修等に参加した。
			④ 各種相談業務の充実	地域づくり支援課	相談者の話を丁寧に伺い、真意を聞き取り、問題点の把握に努めるとともに、状況に応じて人権庶務課や関係機関との連絡調整等を実施した。
		② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	① 地域における被害者の早期発見体制の充実	全庁(教育管理課)	児童・生徒の保護者から相談を受けた場合、庁内関係部署及び学校、教育委員会との連携を図り被害者への配慮について共通認識をもって適正な措置を行った。
				地域づくり支援課	青色回転灯を装着したパトロールカーの運行(警備員：毎週月火木金1台運行、市職員：毎週水曜日2台運行) 防犯キャンペーンの実施(16回) 防犯情報の提供(「彩夏ウポイの防犯ニュース」の定期配信のほか、「広報あさか」、市公式ホームページ、ツイッター及びフェイスブック、防犯行政無線、電光掲示板等で随時提供) 防犯灯設備工事に対する補助金の交付(随時：1,905,000円) 防犯灯維持管理費に対する補助金の交付(随時：7,645,900円) 防犯活動に対する補助金の交付(随時：263,000円)
				福祉課	毎月行う定例会や総会及び部会等において、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、また事例研究等を行う。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるために講演会等を実施した。	5	引き続き、学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
特定の市民の参加に偏らないよう、講座内容について、幅広い方に関心のあるテーマを検討した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
セミナー等の機会も捉え、啓発冊子を配布した。	5	引き続き周知に努める。
DV相談と女性総合相談の連絡会等を合わせて行うことにより、相談事業の横断的な連携が図れた。	5	継続的に専門的人材を確保していく。
連絡調整会や研修・交流会により、相談員や庁内各課との円滑な連携や資質の向上を図った。	5	継続的に専門的人材を確保していく。
法律相談での男女の弁護士の派遣により、話しやすい相談場所を設けることや、相談者の話を丁寧に聞くことに努めた。	5	今後も引き続き配慮していく。
相談に対し、学校及び教育委員会、庁内関係部署と情報を共有し、児童・生徒の学校生活に支障をきたさないよう配慮した。	5	加害者への対応等をさらに充実していく必要があり、今後も引き続き推進していく。
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、性別を限定することなく、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や、防犯啓発活動を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
被害者の早期発見のために、各委員に対し啓発冊子の配布や事例研究を行った。	5	啓発冊子の配布や事例研究を行い、被害者より相談があった場合に速やかに対応する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	② 暴力に対する対応策の習得	地域づくり支援課	防犯研修会の開催(年1回) 防犯・犯罪情報の提供(「彩夏ウボーイの防犯ニュース」の定期配信のほか、「広報あさか」、市公式ホームページ、ツイッター及びフェイスブック、防犯行政無線、電光掲示板等で随時提供)
				人権庶務課	国・県・事業所・民間団体及び関係機関と連携し、暴力犯罪の発生を防ぐ相談機能の強化や支援体制の推進を図った。 ・さいたま人権擁護委員協議会及び同西部部会との連携(随時) ・人権相談の実施(毎月第1月曜日)及び人権擁護委員と協働した人権啓発活動の実施 ・さいたま人権啓発ネットワーク協議会への参加(年2回) ・埼玉県主催の人権施策連絡協議会への参加(年1回) ・人権問題の解決に取り組む民間団体との連携(随時) ・北足立郡市町同和対策推進協議会会議や研修会への参加(随時)
			③ 連携・支援体制の充実	地域づくり支援課	防犯研修会の開催(年1回) 防犯・犯罪情報の提供(「彩夏ウボーイの防犯ニュース」の定期配信のほか、「広報あさか」、市公式ホームページ、ツイッター及びフェイスブック、防犯行政無線、電光掲示板等で随時提供) 朝霞市防犯推進計画課意義を開催し、第3次朝霞市防犯推進計画を策定した。
				人権庶務課	・人権施策庁内連絡会を開催した。(年1回) ・庁内人権問題研修推進員研修を開催した。(年2回)
				人権庶務課	「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。
				教育管理課	教育管理課と学校との情報の共有化及び被害者への配慮と加害者からの追求への対応について、校長会・教頭会を通じて周知徹底した。
				教育指導課	校長会、教頭会において、DV加害者に対する危機管理体制の強化やDV被害者の子に対する配慮について要請した。
				人権庶務課	市内小中学校に啓発冊子を配布し、DV加害者に関する危機管理体制の強化やDV被害者の子に対する配慮について要請した。
			④ (再掲)セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	職員課	セクシュアル・ハラスメントを防止するため、研修会等の機会を利用し、相談窓口の周知を図った。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、性別を限定することなく、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や、防犯啓発活動を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
法務局などの国の人権擁護機関や県、民間団体などの関係機関との連絡会議や研修会等を通して連携・支援体制の推進を図るとともに、人権に関わる最新情報や関係機関の相談事業の情報収集に努めた。また、女性センター開所日に、DV被害者等の支援措置を行った。	5	今後も引き続き推進していく。
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、性別を限定することなく、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や、防犯啓発活動を行った。 また、暴力の発生を未然に防ぐ環境づくりを推進するため、関係機関等との連携を図ることができた。	5	今後も引き続き配慮していく。
会議や研修会では、各種の人権施策を推進する上での課題等についての意見交換や、現実に行っている人権問題などをテーマに研修するなど、職員の人権意識の向上に取り組んだ。また、庁内における人権問題の共通認識を図り、各課における相談・支援体制の確認などを行い、連携・支援体制の充実が図れるよう努めた。	5	今後も引き続き推進していく。
「DV対策関係機関ネットワーク会議」を活用し、支援体制を確認した。	5	引き続き連携していく。
DVに関する相談を受けた際に、教育委員会と学校が適切な対応ができるよう、情報の共有化を積極的に行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
関係課との連携による情報の共有化及び個人情報の保護を図った。	5	危機管理体制を強化していく。
校長会や教頭会で要請を行うことにより、教育現場における理解を深めた。	5	引き続き連携していく。
相談窓口を職員に周知した。	4	今後も周知に努める。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重 と異性間の暴力の根絶	4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	① 重点P 市内の保護・支援体制の確立	① 「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」の充実	人権庶務課	「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催した。
			② 緊急保護体制の充実	福祉課	生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用、及び保護受給者についての相談、助言、指導等を実施した。
				こども未来課	人権庶務課(女性センターそれいゆぶらざ)、福祉課、健康づくり課等関係各課と連携を図り、DV被害者の保護を実施した。
				長寿はつらつ課	関係機関との連携を図り、要保護者に対する早期発見に努めた。保護件数 0件
				人権庶務課	「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催した。 一時保護の必要が生じた際には、市内関係各課と連携し支援方法の検討等を行った。
				人権庶務課	緊急一時保護の必要性があると認められる相談者に対し緊急一時保護を実施するため、施設と協定を結んだ。
				人権庶務課	「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。
			③ 被害者等への相談・助言、保護支援の充実	人権庶務課	DV相談を通じ被害者等の状況に応じて市内関係各課や県等の関係機関と連携した保護や支援に努めた。また、「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」等において、ケース検討等を行うなど、相談・保護・支援体制の充実に努めた。
				福祉課	子ども未来課・人権庶務課(女性センターそれいゆぶらざ)等と連携・情報交換を行い、生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用及び保護受給者についての相談、助言、指導等を実施した。
				こども未来課	人権庶務課(女性センターそれいゆぶらざ)、福祉課、健康づくり課等関係各課と連携を図り、DV被害者の保護を実施した。
				長寿はつらつ課	介護サービス事業者(居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・介護施設事業者・地域密着型サービス事業者)を対象とした研修会を開催し、虐待防止を周知し、ネットワークの強化を図った。研修会実施状況 1日間 参加者 44名
		② 重点P 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援	④ 被害者等への健康支援	健康づくり課	被害者に配慮した健康相談の実施
			⑤ 住民基本台帳事務における支援措置	総合窓口課	住民基本台帳事務処理要領に従い、住民票閲覧及び住民票、戸籍の附票等の交付に關し制限する措置を行った。(平成27年度実績116件)
			⑥ 人権施策の推進	人権庶務課	人権施策市内連絡会、市内人権問題研修推進員研修などを通じ、市内関係各課相互の緊密な連携体制及び協力体制を構築し、人権施策を効果的に推進する。また、国、県などの関係機関と連携・協力しながら相談窓口の充実を図るなど、相談者の支援体制の推進を図った。また、女性センター開所日にDV被害者等の支援措置を行った。
			① 母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	こども未来課	人権庶務課(女性センターそれいゆぶらざ)、福祉課、健康づくり課等関係各課と連携を図り、DV被害者の保護を実施した。
			② 福祉関連施設との連携強化	福祉課	子ども未来課・人権庶務課(女性センターそれいゆぶらざ)等と連携・情報交換を行い、入所後は必要に応じて生活保護の適用により自立に向けた支援を実施した。
			③ 高齢者施設との連携強化	長寿はつらつ課	市内各施設と連携を図り、高齢者虐待の早期発見体制づくりを図った。 虐待疑い通報 2件
			④ 保健所や医療機関との連携強化	健康づくり課	関係機関と連携を図りながら、把握した被害者に対する支援を実施した。
			⑤ 関係機関との連携強化	人権庶務課	県主催の配偶者暴力相談支援センター連絡会議や研修等に参加した。 「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。
			⑥ DV防止、DV被害者保護のための基本計画の推進	人権庶務課	DV防止、DV被害者保護のため、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」に基づき推進した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
より円滑な被害者支援につなげられるよう、研修会と会議を開催した。	5	引き続き、支援体制の強化に努める。
生活実態等に即した生活保護の適用、相談、助言、指導等を実施するよう配慮した。	5	婦人相談センターの利用ができないケースが増加しており、危険回避の観点から対応に苦慮するケースが増加している。引き続き、関連機関との連携強化を図る必要がある。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
関係機関と連携を図り、迅速に対応できる体制を整えた。	5	引き続き、関係機関との連携強化を図る。
「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催するなどして、日頃から情報共有を心がけ、連携体制を保つようにした。	5	引き続き、連携体制を強化していく。
DV被害者の安全確保が円滑に行えるよう配慮した。	5	DV被害者の安全確保に努める。
「DV対策関係機関ネットワーク会議」を活用し、支援体制を確認した。	5	引き続き連携していく。
「市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」を開催するなどして、日頃から情報共有を心がけ、連携体制を保つようにした。	5	引き続き、連携体制を維持していく。
関係各所と連携の上、異性間暴力等からの危険回避を優先した相談等を実施するよう配慮した。	5	婦人相談センターの利用ができないケースが増加しており、危険回避の観点から対応に苦慮するケースが増加している。引き続き、関連機関との連携強化を図る必要がある。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
市内の幅広い介護サービス事業者に参加を呼びかけ、ネットワークの必要性を広く周知した。	5	引き続き研修会を実施し、ネットワークの強化を図る。
被害者の状況に応じて、関係機関と連携を図りながら、地区担当保健師が継続的に対応した。	5	引き続き、状況に応じた支援の実施。
住民基本台帳事務処理要領に従い、住民票閲覧及び住民票、戸籍の附票等の交付に関し制限する措置を行った。	5	今後も、適切に被害者保護のための対応を図る。
会議や研修会では、各種の人権施策を推進する上での課題等についての意見交換や、現実起っている人権問題などをテーマに研修するなど、職員の人権意識の向上に取り組んだ。また、市内における人権問題の共通認識を図り、各課における相談・支援体制の確認などを行い、連携・支援体制の充実が図れるよう努めた。女性センター開所日にDV被害者等の支援措置を行った。	5	今後も引き続き推進していく。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
こども未来課・人権庶務課（女性センターせいのゆづらぎ）等と連携・情報交換等を行ったうえで、生活保護の適用により自立に向けた支援を実施するよう配慮した。	5	婦人相談センターの利用ができないケースが増加しており、生活保護を適用しての居宅設定等の自立支援にも少なからぬ影響が出ているため、引き続き、関連機関との連携強化を図る必要がある。
施設との連携を強化することで、早期発見に努めた。	5	引き続き、連携を強化していく。
相談者の状況に応じた支援を行い、早期に女性センター等の関係機関との連携を図り、支援を行った。	5	継続して、状況に応じた支援を行い、女性センターをはじめ関係機関と連携を図りながら支援する。
日頃から情報共有に努めた。	5	民間支援団体との連携方法を検討する。
計画に基づき推進した。	5	引き続き推進していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の登用	① 女性委員の登用についての情報提供	人権庶務課	審議会等における女性委員の登用状況について、年次報告書にこれまでの年次推移を掲載し全庁に向け情報提供を行った。 ・朝霞市男女平等推進審議会委員 12名中 7名 ・朝霞市男女平等推進庁内連絡会委員 14名中 2名 ・朝霞市男女平等推進庁内連絡会幹事会委員 14名中 6名
			② 女性委員の登用促進要綱の作成・実施管理	政策企画課	「朝霞市審議会等の公募委員の募集及び選任に関する要綱（平成26年10月施行）」において、「当該審議会等の性質により年齢別、性別、地域別等を考慮して募集し選任することができる」ものとしている。この要綱に基づいて、引き続き審議会等への女性の登用の促進を図るとともに、庁内の各審議会について、委員構成や開催状況等の詳細について実態の調査と把握に取り組んだ。
			③ 審議会等への女性委員登用率の目標（45%）達成	全庁	「審議会等の女性委員の登用率の現状値」参照（P72,73）
		② 市職員管理職への女性の登用	① 職員研修の充実	職員課	職員の能力開発に主眼をおいた職員研修を実施した。 ・階層別研修…7講座 180名、専門研修…4講座 322名、教養講座…2講座 107名 ・特別研修…自主研修2グループ 111名 ・階層別研修の派遣研修…5講座 61名 ・講師養成研修の派遣研修…8講座 9名 ・選択研修（人づくり広域連合）…12講座 20名 ・民間派遣研修…2講座 2名 ・自治大学校…1講座 1名 ・市町村アカデミー…4講座 4名 ・教育機関への派遣研修（（社）日本経営協会（NOMA））ほか…38講座 70名
			② 女性職員の登用・職域拡充	職員課	昇任試験における女性職員の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。 また、各職場においても所属長に奨励してもらい、受験しやすい環境を整えた。 平成27年度係長試験 対象者 164名（内女性 114名） 受験者 20名（内女性 5名） 合格者 13名（内女性 4名）
			③ 職場における指導的地位への女性登用率を高める	職員課	指導的地位への登用を性別に捉われずに行えるよう、昇任試験の受験者を増やすため主任級研修において係長級昇任試験の受験について呼びかけを行う。また、主任級研修において女性管理職からの講話を取り入れた。 市職員における指導的地位の女性比率は前年よりやや上昇し、目標を達成している。
		③ 市政への男女共同参画の促進	① 男女共同参画に配慮した行政情報の提供	全庁（教育指導課）	男女共同参画に配慮した進路指導・キャリア教育を実施した。
				全庁（中央公民館）	市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせについて、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示、設置し、情報提供を行った。
			② 男女が市政に参画しやすい環境づくり	全庁（市政情報課）	広報モニター12名を選出し、「広報あさか」や市公式ホームページ等について意見収集を行った。
				全庁（保育課）	ファミリーサポートセンター入会説明会の土・日曜日開催、及び入会希望者の都合に合わせた個別説明会を実施
			③ 広聴機会や手段の提供	全庁（健康づくり課）	マタニティ教室のカリキュラムの中に、男性（プレパパ）が参加できる回を設けて実施。（土曜日開催） 実施回数：年12回コース（延べ60単位 1単位90分前後の講座）男性プレパパ 210名 男女に共通する健康づくりに関するテーマの講演会を土曜日に実施。70名参加
				市政情報課	市への意見・要望として専用用紙や市公式ホームページのメールフォームを通して、市民から広く意見・要望を受け付けた。 受付件数：144件 市政モニターに対し、6月と3月にアンケート調査を実施 モニター数：男性44名、女性44名 次回改選時期：平成28年4月1日

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
過去の女性登録状況の推移をグラフで示し、変化が分かりやすいようにした。	5	より効果的な情報提供の方法を検討する。
本質的な課題を抽出するため、審議会等への女性委員の登用状況について、実態把握に努めた。	5	要綱を整備して、審議会等への女性委員の登用を促進するだけでなく、会議当日の意見が男女平等に反映される仕組みづくりへの配慮が重要であり、今後の課題の一つである。
委員改選に当たり、女性委員の割合を配慮した。	4	今後も引き続き配慮し、実施していく。
男女の区別なく、希望する職員が研修に参加できるように配慮した。	5	今後も研修の機会を積極的に設け、女性職員の参加を促していく。
性別に捉われない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験についての周知・啓発を図っているが、本人の受験意思によるところが大きい。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組んでいく。
性別に捉われない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験についての周知・啓発を図っているが、本人の受験意思によるところが大きい。	5	啓発も含め、今後も積極的に取り組んでいく。
参加者の把握や活動の役割分担を男女平等の視点をもって行うことができた。	5	引き続き男女平等の視点をもって取り組む。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう務めた。	5	継続して実施する。
広報モニターの女性の割合を50%以上とし、聴取する意見の男女バランスを確保した。	5	今後も継続して、聴取する意見の男女バランスを確保する。
入会希望者の都合に合わせた個別入会説明会の開催	5	継続して実施する。
健康教育事業や講演会を休日にも開催し、誰もが参加しやすい環境づくりを行った。	5	事業の対象者が参加しやすい環境を整えるために、引き続き開催日について配慮を行う。
市民が気軽に意見・要望を寄せられるように専用の用紙やホームページのメールフォームのみならず、電話等で寄せられた意見についても回答するようにしている。また、市政モニターでは、アンケート調査において、モニターが関心を持っているテーマにして、幅広い意見を出しやすいようにしている。	5	今後も引き続き、市民の意見を聴取できるように努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	① 性別によらない代表選出機運の醸成	① 団体代表選出への男女平等推進	人権庶務課	自治会連合会や社会福祉協議会、PTA等に啓発冊子を配布し、団体内における男女平等推進を呼びかけた。また、啓発冊子を公共施設に配置し、広く市民等に男女平等推進を啓発した。
				生涯学習・スポーツ課	性別によらず実際に活動を担っている人が、団体・サークルの代表になるという機運の醸成に努めた。
			② 各種団体等に向けての啓発活動	中央公民館	公民館で活動しているサークルに情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
		② 重点P男女がともに参加しやすい活動への配慮	① 講座等開催時の保育等への配慮	人権庶務課	講座の開催日時や保育の体制に配慮した。あさか女と男セミナーや講座等の開催時に保育室を設けた。
			② 男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	生涯学習・スポーツ課	人権問題講演会、家庭教育学級合同講演会等の開催に当たっては、保育室の設定に努めた。保育ボランティアの登録・利用促進に努めた。
			③ (再掲) 各種団体等に向けての啓発活動	中央公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
		③ 防災分野における男女共同参画の促進	① 男女共同参画の視点に立った防災分野における情報提供	危機管理室	防災分野において男女共同参画の視点に配慮し実施した。 防災展、防災学校の実施(年各1回) 「広報あさか」へ防災特集記事の掲載(年1回)
			② 女性リーダーの育成	危機管理室	防災訓練や会議等に女性参加・参画を促した。 自主防災組織リーダー養成講習の実施(年1回) 自主防災組織連絡会議の実施(年1回)
			③ 女性の視点を取り入れた避難所運営	危機管理室	朝霞市地域防災計画策定において、女性の視点を取り入れた避難所運営の仕組みづくりに取り組んだ。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成 状況	今後の課題・見直しの方策
総会等で団体が集まる機会に合わせ、配布を行った。	5	今後も継続した情報提供に努める。
講演会、説明会等の機会などを利用して、呼びかけと啓発を行った。	5	継続的な呼びかけを行う。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
「広報あさか」やチラシ等で保育付き講座であることを積極的にPRした。	5	引き続き、保育付き講座を実施する。
講習、講座等に保育室の設定に努めた。	5	引き続き、保育ボランティアバンクの充実に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
事業の実施に当たり、男女共同参画の視点を常に意識して、業務を行った。	5	今後においても、引き続き推進していく。
男女双方にとって、参加しやすいような事業の実施を心がけた。	5	今後も引き続き推進していく。
女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立するために、避難所運営に関する方針決定を行う場合には、女性の参画を要請し意見を取り入れた。	5	女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立するために、今後も引き続き配慮し、女性の意見を取り入れていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策		事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	3 事業所の実態把握と協力依頼	①	市内事業所の男女平等実態の把握	① 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	人権庶務課	平成26年度に市内事業所(従業員10名以上)を対象にアンケート実施。(150事業所) 平成27年度は女と男セミナーの開催案内を行った。この調査を5年に1度実施予定としている。(次回平成31年度)
		②	職場や就業上での男女平等についての情報提供	① 事業所向け情報提供	人権庶務課	平成26年度、市内事業所(従業員10名以上)を対象にアンケート実施並びに啓発資料配布。(150事業所) アンケート調査は5年に1度実施予定(次回平成31年度)
				② 事業所向け啓発セミナー開催への支援	産業振興課	国、県等の作成する啓発冊子などの設置配布を通じて、男性が積極的に家事、育児へ参加するなどの啓発を推進するとともに、情報の提供を通じてセミナー開催支援を行った。
		③	市内事業所へ男女格差改善の協力要請	① 事業所への男女格差改善の情報提供と協力要請	人権庶務課	男女平等を推進する女と男セミナーの実施に合わせ、市内事業所に通知し参加を促した。
	4 積極的格差是正措置の具体化の推進	①	積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進	① 男女共同参画推進状況調査の実施	人権庶務課	平成26年度に、市民意識調査及び事業所アンケートを行い、平成27年3月に報告書を作成。平成27年度は、その報告書を基に行動計画を策定した。
				② (再掲)国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	国・県等が開催する研修、研究会へ参加し男女平等問題の調査研究に取り組んだ。 平成27年度 参加した研修23 内訳(男女共同参画10 DV研修13) 延べ 27名参加
		②	市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ	① 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	人権庶務課	男女平等を推進する女と男セミナーの実施に合わせ、市内事業所に通知し参加を促した。 「広報あさか」6月号及び市公式ホームページに顕彰制度について掲載し、募集している。 平成27年度 実績:0件

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成 状況	今後の課題・見直しの方策
—	—	女性活躍推進法に基づき、特定事業主以外の事業所へ理解を求める。
—	—	情報提供する機会を増やす検討をする。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	事業所などとの連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
男女平等の視点で捉えることの大切さを周知。	5	情報提供する機会を増やす検討をする。
調査やアンケート集計を基に、状況、情報確認をした。	5	男女格差の動向を把握し、適切な調査となるよう状況確認が必要。
研修以外にも日々アンテナを張り、情報をキャッチし、その情報を発信した。	5	男女平等に関する情報把握に努める。
「広報あさか」及び市公式ホームページにて広く呼びかけた。	5	事業所に直接お知らせするなど、情報発信の方法を検討する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	① 多様なライフコースの選択支援専用サイトの活用	① 多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	全庁 (コミュニティセンター)	市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせについて、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示、設置し、情報提供を行った。
				全庁 (生涯学習・スポーツ課)	朝霞市公式ホームページなどを活用し、多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。
				人権庶務課	市公式ホームページに多様なライフコース選択支援の情報を掲載した。
		② 自己実現を支援する学習機会の充実	① 男女の自己実現支援に関わる学習機会の調整	人権庶務課	在宅就業支援セミナーを県と産業振興課との共催で実施した。
			② 自己実現を支援する学習機会の充実	生涯学習・スポーツ課	多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。
			③ (再掲) 市民企画講座奨励・支援	生涯学習・スポーツ課	市民企画講座を奨励し、支援や指導の充実を図った。 市民企画講座補助金を10団体に交付
			④ (再掲) 各種団体等に向けての啓発活動	中央公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
		③ 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見逃さない意識と体制づくり	① (再掲) 男女平等苦情処理委員等の周知	人権庶務課	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、市公式ホームページや各公共施設に啓発冊子を配置し、広く市民に周知した。
			② (再掲) 人権問題講演会等の開催	生涯学習・スポーツ課	人権教育講座等による男女平等に関する学習機会を充実するため下記のような事業を展開した。 ・人権問題講習会 7月23日「焼夷弾の降り注いだ街で生まれ育った落語家として」柳家さん八氏 参加189名 *保育を企画したが、応募無 ・市民人権研修会(3回) 参加131名 ①6月9日「介助犬を知っていますか?〜心と社会のバリアフリー〜」社会福祉法人日本介助犬協会 山本香織氏、前川久美子氏、PR大 ②6月17日「同和問題を考える」埼玉県県民生活部人権推進課人権・同和問題選任講師 永井茂氏 ③6月30日「高齢者と利権擁護」朝霞市地域包括支援センター モーニングパーク職員 ・企業人権教育研修会(2回) 参加68名 ①11月6日「使用者(経営者、人権担当者)の視点で考えるハラスメント問題」弁護士法人ポート川越中央法律事務所長 吉村実氏 ②11月20日「民間企業各社の障がい者雇用への取り組み(実践報告)」(株)フロンティアチャレンジ事業管理部ゼネラルマネージャー 井上雅博氏 ・人権教育講座(6公民館で6回)参加160名 ※保育実施
				中央公民館	人権に関わる講座を開催し、男女平等の視点での学習機会を提供した。 「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。 本年度は市内6公民館で実施した。 中央公民館 : 人権教育講座「くらしに役立つ書道入門」 ※生活教養講座と共催 23名 東朝霞公民館 : 人権教育講座「人権について〜人を思う・心を想像する〜」29名 西朝霞公民館 : 人権教育講座「人権は身近な問題から〜相手の気持ちを考える」28名 南朝霞公民館 : 人権教育講座「私、生まれてきて良かったの? 婚外子差別の背景は今」21名 北朝霞公民館 : 人権教育講座「同じ街に暮らす人の権利を守るために〜差別・偏見はどこから生まれてくるのか〜」22名 内間木公民館 : 人権教育講座「人権見聞録〜海外生活を通じて目にしてきたもの〜」37名

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	継続して実施する。
多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。	5	引き続き、各制度の周知と利用促進、市民ニーズに合ったテーマの設定等に努める。
男女共同参画の視点から、情報提供に努めた。	5	情報を分かりやすく提供していく。
在宅就業支援セミナーを県と共催した。	5	今後も男女の自己実現支援に向けた学習機会の調整を、関係各課所と行う。
多様化するライフコースの選択を支援する講座等を開設し、情報の提供に努めた。	5	引き続き、講座等の開催に当たっては、市民のニーズに合ったテーマの設定や情報提供に努める。
市民の創意による、地域の実情に即した市民企画講座の実施を支援した。	5	引き続き、個々の団体の学習成果を本市の生涯学習推進に結び付けていく。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
講座等の事業実施の機会を捉え、啓発冊子等を配布した。	5	分かりやすく周知する。
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるために講演会等を実施した。	5	引き続き、学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
人権施策庁内連絡会等の情報交換機会を活用し、なるべくテーマが重ならないよう配慮した。	5	引き続き、各公民館において実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	① 重点P 家庭と職業の両立支援	① 両立支援情報の提供	人権庶務課	市公式ホームページへの情報の掲載や関連啓発冊子の配布を行った。
			② 一般事業主行動計画の実施の促進	産業振興課	企業向け資料などを窓口を設置し、情報を提供した。
			③ 育児休業制度・介護休暇制度の普及・啓発	産業振興課	企業向け資料などを窓口を設置し、情報を提供した。
			④ 子育て環境の整備	こども未来課	平成26年度に実施された、あさか子どもプラン【次世代育成支援行動計画後期計画】に位置付けられた事業の評価を行った。
				保育課	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた事業を実施した。
		② 地域活動の情報提供	① (再掲) 地域活動への男女共同参画の推進	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発冊子を自治会連合会、PTAに配布したほか、講座等の機会に配布したり、女性センターそれいゆぶらざをはじめ各公共施設に配置し啓発を行った。
			② 地域活動情報の収集・提供	人権庶務課	自治会連合会等の総会時や公民館等のイベントへの参加時、講座開催の機会に啓発冊子を配布したほか、公共施設に設置し啓発した。
				生涯学習・スポーツ課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、その情報を提供した。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」 発行部数：2,500部 発行回数：年1回
		③ 男女がともに地域活動しやすい環境づくり	① 女性センター、市民センター、公民館等の充実	人権庶務課	情報・交流コーナーの図書の充実やインターネット環境の整備のほか、団体登録制度の導入など、地域活動団体や市民等が地域活動しやすい環境づくりに努めたほか、お知らせコーナーの充実など積極的に情報提供を図った。
				地域づくり支援課	利用しやすい施設運営を行うため、指定管理者との連絡調整会議を実施した。 市公式ホームページ及び生涯学習ガイドブックに掲載し、市民に周知した。
				中央公民館	社会教育活動の場としての環境整備のため、各公民館の施設修繕工事や備品購入を実施した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女共同参画の視点から、両立支援情報を提供した。	5	多面的な情報提供ができるよう、「広報あさか」や市公式ホームページへの掲載情報の充実に努める。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
あさか子どもプラン推進委員会により、計画の進捗管理を行った。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
朝霞市子ども・子育て支援会議により、計画の進捗管理を行った。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
自治会連合会総会時などの機会を利用して、啓発した。	5	多様な啓発方法の検討に努める。
自治会連合会の総会時や公民館等のイベントへの参加時、講座開催の機会を捉え、啓発冊子を配布した。	5	多様な情報の収集・提供に努める。
最新情報の収集と提供を行った。	5	引き続き、情報提供を通して啓発に努める。
公民館において地域活動活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報提供を心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
男女がともに地域活動しやすい環境を整えるために、施設点検や掲示物の整理整頓を開所時間前に行った。	5	継続して、活動しやすい環境づくりに努める。
男女ともに、施設を利用しやすいよう就業者の配置に配慮した。 施設を利用するに当たり、性別による不合理な取り扱いがないよう配慮を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
各公民館において、施設の修繕及び備品購入を行った。修繕・工事に際しては、安全面に注意を払うとともに、休館日に実施する等、日程も考慮し、利用者への便宜を図った。	5	各公民館ともに、施設や備品の老朽化が進んでいるため、年次計画書等に基づき、施設維持管理や備品の充実に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	3 働く場での男女共同参画の促進	① 男女格差がない職場づくりの促進	① 雇用・就労に関わる法制度の周知	産業振興課	雇用・就労に関わるパンフレットなどの資料を窓口等に設置するとともに、県などの労働関係機関や商工会と連携しながら啓発資料の配布等を実施した。
			② 雇用の場における男女平等の啓発	産業振興課	県などの労働関係機関や商工会と連携を図りながら、職場での男女平等の啓発や労働講座等の開催を呼びかけた。
			③ 事業所への男女格差改善の協力要請	人権庶務課	事業所アンケート調査の結果とともに、男女格差改善資料等を送付し協力要請を行っているが、平成27年度は、事業所アンケート調査の実施年度ではなかったことから、関係情報の収集に努めた。
		② 多様な就業形態における就業環境の改善	① 自営業における男女平等についての情報提供	産業振興課	県などの労働関係機関や商工会と連携を図りながら、職場での男女平等の啓発や労働講座等の開催を呼びかけた。
			② 多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	人権庶務課	啓発冊子等を市民の目に触れやすい場所に設置し、情報を提供した。
				産業振興課	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの啓発冊子等の資料を窓口等に設置し情報を提供した。
		③ 男女平等のモデル職場づくり	① 「男女平等推進プロジェクトチーム」の推進	人権庶務課	男女平等庁内連絡会議幹事会を庁内におけるプロジェクトチームとして位置づけ会議を開催した。平成27年度 会議開催数 2回
	4 能力開発と活動支援	① 重点P女性の能力開発支援	① 職業能力開発の情報提供	産業振興課	県等の労働機関での再就職のための資格取得講座等の啓発冊子等、資料の窓口への設置、配布や広報あさか等による情報提供をした。
			② 起業支援	産業振興課	起業支援講座やセミナー等を実施した。 起業家育成セミナー 第1回「起業っておもしろい」 講師：池脇裕介氏 参加者：男性10名 第2回「成功する飲食店」 講師：五十嵐久氏 参加者：男性6名 女性4名 第3回「想業を創業にするには」 講師：榊添正明氏 参加者：男性3名 女性4名 起業家育成相談相談件数44件(男性25件、女性19件)
			③ 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	産業振興課	県等の労働機関と連携し、再就職のための情報提供や就職支援講座の誘致を行った。 就職支援セミナー 第1回「体験！就職支援セミナー～自信をもって面接に臨むために～」参加者：男性4名 女性2名 第2回「会ってみたいと思わせる書類作成のコツ」参加者 男性1名 女性4名 第3回「適職とは！自分に向いている仕事ってなんだろう」参加者 男性2名 女性2名 県共催セミナー「在宅ワークセミナー」入門編参加者：女性40名
			④ 女性の能力開発を支援する学習情報の提供	生涯学習・スポーツ課	多様な生き方の選択を支援する学習の情報等を行った。 市民企画講座…10団体へ補助金交付 家庭教育学級…26学級の実施 学校開放講座…4講座の実施 生涯学習体験教室…30講座の実施
			⑤ 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	中央公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布や啓発冊子類の掲示、施設利用依頼による活動場所（部屋）の提供を行った。（市内6公民館）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
商工会職員に向けた男女平等意識の周知及び、資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	5	事業所や県などの労働機関及び、商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
商工会職員に向けた男女平等意識の周知及び、資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	5	事業所や県などの労働機関及び、商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
次にどのような情報を発信できるか、情報収集を行った。	—	より有効な情報提供方法を検討する。
商工会職員に向けた男女平等意識の周知及び、資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	5	事業所や県などの労働機関及び、商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
働く場での男女共同参画が促されるような、情報提供を行った。	5	多様な周知方法を検討する。
資料の設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	資料設置場所の環境整備
構成員の男女比率を同じくらいになるよう要請した。	5	庁内における男女平等の具体的な推進方法を検討する。
資料の設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	5	資料の設置場所を見やすくするなどの、環境を整える。
男女問わず、起業を考えている方から、起業後間もない方まで、トータル的にサポートできるように、各事業を組み合わせた。	5	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
市独自の事業だが、朝霞公共職業安定所との連携をとり、積極的に広報を行った。 県主催のセミナーについても、県との連携を図り積極的な広報を行った。また、資料や啓発冊子の設置場所の環境も整えた。	5	セミナーに関して、県との連携を行うことで、よりニーズを絞った事業展開を行っていく。
多様化するライフスタイルに合った学習機会の情報提供に配慮した。	5	引き続き、多様な市民ニーズの把握に努める。
関係団体へは、公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	② 自己実現に向けた活動支援	① (再掲) 起業支援	産業振興課	起業支援講座やセミナー等を実施した。 起業家育成セミナー 1回「起業っておもしろい」 講師：池脇裕介氏 参加者：男性10名 第2回「成功する飲食店」 講師：五十嵐久氏 参加者：男性6名 女性4名 第3回「想業を創業にするには」 講師：榊添正明氏 参加者：男性3名 女性4名 起業家育成相談相談件数44件(男性25件、女性19件)
			② 地域福祉基金による補助金支援	福祉課	地域福祉活動を行う団体が実施する事業に対し、補助金を交付した。 平成27年度 交付決定21団体に対し、総額85万円の交付を行った。
		③ ネットワークの構築支援	① 団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習・スポーツ課	生涯学習ガイドブック「コンパス」や朝霞市公式ホームページ等により制度の周知と活用の啓発に努めた。 生涯学習体験教室29講座を開催
			② 団体等の情報提供	中央公民館	生涯学習ボランティア登録団体等の関係団体情報を提供し、ネットワークの構築を図った。 「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問合せに対応した。また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。 (市内6公民館)
			③ (再掲) 女性センターそれいゆぶらざ団体登録制度の実施	人権庶務課	男女共同参画社会の実現などの目的をもって活動する団体を登録する制度を実施した。(登録団体2団体)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女問わず、起業を考えている方から、起業後間もない方まで、トータル的にサポートできるように、各事業を組み合わせた。	5	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
交付団体を広く募集するため、当該事業の実施について周知徹底に努めた。「広報あさか」掲載、交付団体への通知など。	5	目標はほぼ達成されているので、今後も継続して達成できるよう維持に努める。
体験教室等を通じ、参加者の交流を図り、学びのネットワークづくりに配慮した。	5	引き続き、学びのネットワークづくりを支援するため、参加者や講師が交流できる機会や情報の提供に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問合せには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	5	今後も引き続き配慮し、実施していく。
登録団体と連携した講座等を開催した。	5	登録団体との協働を検討する。

□実施計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指標	行動計画策定時 値 平成16年 7月 注1	朝霞市男女平等に関する市民意識調査			行動計画にお ける平成27年 度の目標値
				平成20年度 の値 7月	平成22年度 の値 6月	平成26年度 の値 8月	
男女平等を進めるための積極的な情報提供	社会制度・慣行の検証	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	9.8%	12.0%	8.4%	8.1%	20.0%
		「朝霞市庁内男女平等推進指針」を知っている職員の割合	—	70.9% (平成20年9月)	85.7% (平成23年3月)	80.4%	—
		「男女平等苦情処理委員」、「人権擁護委員」の設置を知っている市民の割合	4.6%	4.5%	16.4%	12.6%	—
	男女が平等な社会像の提案	30歳代配偶者・子ども有り・無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数(希望－現実)1.5以上の割合」注2	63.7%	—	54.5%	62.5%	35.0%
		「男は仕事・女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合	39.6%	48.2%	32.2%	35.5%	—
	男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	—	1回/年 (全庁)	1回/年 (全庁)	1回/年 (全庁)	1回/年
男女平等を進める教育・学習体系の確立	多様な媒体によるわかりやすい情報提供	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか1つでも「知っている」市民の割合	40.6%	46.2%	37.6%	48.7%	60.0%
	学校での男女平等の教育の推進	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	—	1時限以上/ 年 (中学校)	1時限以上/ 年 (中学校)	1時限以上/ 年 (中学校)	全学年1時限/ 年
	家庭での男女平等の学習の促進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	16.1%	24.1%	19.7%	22.9%	30.0%
	地域での男女平等の学習の促進	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	8.0%	10.4%	9.4%	6.5%	20.0%
	学習活動を支援する人材の育成と活用	(仮称)男女平等推進人材データベース登録者数	—	5人 *男女平等推進事業 企画・運営協力員の 登録者数	8人 *男女平等推進事業 企画・運営協力 員の登録者数 (平成26年6月1 日)	10人 *男女平等推進事業 企画・運営協力 員の登録者数 (平成27年4月1日)	30人

施策目標	施策の方向	指標	行動計画策定時 値 平成16年 7月 注1	朝霞市男女平等に関する市民意識調査			行動計画にお ける平成27年 度の目標値
				平成20年度 の値 7月	平成22年度 の値 6月	平成26年度 の値 8月	
性の尊重と異性間の暴力の根絶	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の尊重	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	—	9.6%	3.0%	2.4%	20.0%
	暴力を否定する社会的認識の徹底	身体的ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の割合	—	11.6%	14.8%	18.6%	—
		夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	53.2%	64.6%	68.7%	63.1%	80.0%
	異性間におけるあらゆる暴力を防止する体制の充実	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	12.5%	18.4%	14.4%	12.8%	22.0%
		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)」を知っている市民の割合	—	—	85.3%	86.1%	—
	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	—	—	—	—	1か所
		「配偶者暴力被害者緊急一時保護費支給事業」の実施	—	—	実施 (平成25年4月から)	実施 (平成25年4月から)	—
政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の登用率	31.1% (平成17年3月)	33.2% (平成20年3月)	37.7% (平成26年3月末日)	31.0% (平成27年3月末日)	45.0%
		係長級以上の市職員に占める女性の割合	12.7% (平成17年4月)	14.3% (平成20年4月)	19.0% (平成26年4月1日)	19.9% (平成27年4月1日)	—
	各種団体の取組支援・協力依頼	自治会長の女性比率	12.2 (平成17年4月)	9.2% (平成20年9月)	16.9% (平成26年4月1日)	11.1% (平成27年4月1日)	20.0%
	事業所の実態把握と協力依頼	市内事業所における管理職等の女性比率	3.6% (平成16年6月)	4.7% (平成20年9月)	15.7%	11.8%	20.0%
	積極的格差是正措置の具体化的推進	「積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)」をよく知っている市民の割合	4.9%	6.3%	7.9%	3.5%	13.0%

施策目標	施策の方向	指標	行動計画策定時 値 平成16年 7月 注1	朝霞市男女平等に関する市民意識調査			行動計画にお ける平成27年 度の目標値
				平成20年度 の値 7月	平成22年度 の値 6月	平成26年度 の値 8月	
男女の自己実現支援	多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	「あさか男女の輪サイト」をよく知っている市民の割合	—	—	0.7%	3.4%	20.0%
	家庭と職業・地域活動の両立支援	30歳代配偶者・子ども有り男性の1週間の平均無償労働時間	6.6時間	3.5時間	20.1時間	8.0時間	25時間
	働く場での男女共同参画の促進	「職場の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	8.7%	13.1%	12.2%	11.8%	20.0%
	能力開発と活動支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50歳代)の割合	—	16.8%	15.4%	11.5%	20.0%
		市が実施する能力開発に関わる事業に参加した女性の数	—	9人 (平成20年度)	31人 (平成25年度)	33人 (平成26年度)	—

注1 「行動計画策定時値」は、朝霞市男女平等推進行動計画(平成18年3月)策定のため平成16年7月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。

- 2 「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」、「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を(+2)、「どちらかといえば自分の活動を優先」を(+1)、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を(0)、「どちらかといえば家庭生活を優先」を(-1)、「家庭生活に専念」を(-2)として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が1.5以上の方の割合。

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
1	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	6	3	9
2	法必	民生委員推薦会	福祉課	5	2	7
3	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	23	17	40
4	法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	9	8	17
5	法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	8	2	10
6	法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	9	1	10
7	法必	老人ホーム入所判定委員会	長寿はつらつ課	0	0	0
8	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	4	18
9	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5
10	法必	就学支援委員会	教育指導課	9	17	26
11	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	3	1	4
12	法必	公平委員会	公平委員会	2	1	3
13	法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	3	0	3
14	法必	監査委員	監査委員事務局	2	0	2
15	法任	防災会議	危機管理室	36	3	39
16	法任	入札監視委員会	入札契約課	3	0	3
17	法任	環境審議会	環境推進課	12	3	15
18	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	7	3	10
19	法任	青少年問題協議会	こども未来課	13	8	21
20	法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	15	5	20
21	法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	9	12	21
22	法任	あさか子どもプラン推進委員会	こども未来課	8	14	22
23	法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	12	2	14
24	法任	下水道審議会	下水道課	8	5	13
25	法任	水道審議会	水道経営課	9	3	12
26	法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5
27	法任	いじめ問題専門委員会問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	5	2	7
28	法任	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	11	4	15
29	法任	博物館協議会	文化財課	6	4	10
30	法任	公民館運営審議会	中央公民館	7	7	14
31	法任	図書館協議会	図書館	5	2	7
32	法任	農業委員会	農業委員会事務局	21	0	21
33	市独	総合振興計画審議会	政策企画課	15	5	20
34	市独	外部評価委員会	政策企画課	6	4	10
35	市独	行政改革懇談会	政策企画課	8	2	10
36	市独	基地跡地利用計画見直し検討委員会	政策企画課	14	1	15

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
37	市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
38	市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	8	2	10
39	市独	防犯推進計画会議	危機管理室	12	3	15
40	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	5	7	12
41	市独	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
42	市独	公共施設等総合管理計画検討委員会	財産管理課	6	3	9
43	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	10	0	10
44	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	24	0	24
45	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	12	4	16
46	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	5	2	7
47	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	4	5	9
48	市独	介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	5	5	10
49	市独	障害者自立支援協議会専門部会	障害福祉課	4	2	6
50	市独	障害者プラン推進委員会	障害福祉課	8	10	18
51	市独	障害者自立支援協議会	障害福祉課	12	5	17
52	市独	地域福祉計画進行管理委員会	福祉課	6	4	10
53	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉課	8	6	14
54	市独	地域福祉計画策定委員会	福祉課	14	9	23
55	市独	児童館運営協議会	こども未来課	7	3	10
56	市独	保育園等運営審議会	保育課	8	7	15
57	市独	子ども・子育て会議	保育課	9	16	25
58	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	保育課・長寿はつらつ課	3	0	3
59	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	10	3	13
60	市独	健康まつり実行委員会	健康づくり課	5	1	6
61	市独	都市計画マスタープラン検討委員会	まちづくり推進課	14	3	17
62	市独	景観計画策定委員会	まちづくり推進課	10	4	14
63	市独	交通安全対策協議会	まちづくり推進課	35	10	45
64	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	5	1	6
65	市独	緑化推進会議	みどり公園課	13	2	15
66	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	7	1	8
67	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	9	5	14
68	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	7	8	15
69	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	8	7	15
70	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	12	13	25
71	市独	文化財保護審議委員会	文化財課	7	1	8
合 計				645	302	947
				68.1%	31.9%	100%

5 第2次朝霞市男女平等推進行動計画の策定 (平成28年度～平成37年度)

【第2次朝霞市男女平等推進行動計画】

平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、各種施策を計画的に推進してきました。

この度、「朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間満了に伴い、取組成果と課題を検証するとともに、この間の社会状況を踏まえ、新たに平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定いたしました。

※P75～78ページに第2次朝霞市男女平等推進行動計画(概要版)を掲載しています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画【概要版】

(平成28年度～平成37年度)

〈計画策定の目的〉

「男女共同参画社会基本法」施行より10数年が経過し、全国的に見て、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識は変化してきたものの、社会慣行や家庭・職場・地域などにおいて、男女の地位が平等になっていないと感じている人は多く、男女が性別に関わりなく共に持てる力を発揮し合う社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

本市では、平成18年度から10年間の計画として「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、ドメスティック・バイオレンス（DV）問題への対策を強化してきたほか、平成25年1月に男女平等の推進拠点施設として「朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）」を開設し、男女平等社会の実現に向けた取組を総合的に推進してきました。

このたび、「朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間が満了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、男女平等社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、新たな計画を策定します。

〈めざす姿〉

私たちの社会では、急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）を選択するようになってきています。しかしながら、家庭や職場・地域などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくり、そして、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画では、「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

計画の構成・期間

平成 28年度 (2016)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度 (2025)
めざす姿、重点課題と施策目標（平成28～37年度）									
基本計画									
前期（平成28～32年度）					後期（平成33～37年度）				
実施計画（前期）					実施計画（後期）				

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる

〈重点課題〉

1. 男女平等の意識づくり

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

●男女平等の現状把握と将来像の提案

- 男女が平等な社会の具体像の提案を行う
- 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

●学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

- 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う
- 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく
- 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく
- 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める



パパ子ごはん学の講座より

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

●多様なライフコース選択の情報と機会の提供

- 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する
- 自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する
- 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

●能力の開発と活動の支援

- 能力の開発と活動の支援の充実を図る



ひと 女と男セミナー “笑顔でつながる女と男” より

施策目標3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

●生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

- 性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる
- 男女の健康管理の支援を充実させる

～男女平等社会をめざして～

2. 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

●意識の啓発と情報の提供及び未然防止

- 人権についての教育を推進する
- 異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

●相談体制の充実

- 相談体制を充実させる

●関係機関との連携強化

- 庁内における連携体制の充実を図る
- 被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する



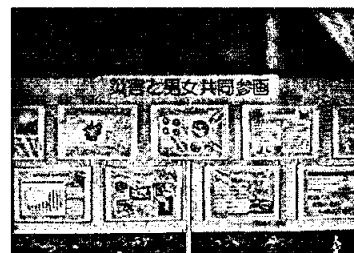
相談受付窓口

施策目標5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

●政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

- 市政への男女共同参画を推進していく
- 防災分野における男女共同参画を進める



パネル展示（総合防災訓練）

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、庁内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

●家庭と仕事・地域活動との両立支援

- 家庭と仕事の両立を支援する
- 地域活動への参画を促す

●働く場での男女共同参画の推進

- 男女格差がない職場づくりを促進していく
- 就業上での女性の活躍を推進する
- 庁内での男女平等を推進していく

総合的な推進体制

(1) 朝霞市庁内男女平等推進指針の推進

職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市役所から率先して男女平等に取り組めます。

(2) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議を中心とした全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

(3) 男女平等推進審議会の意見の反映

男女平等の推進に関する施策等についての必要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

(4) 男女平等苦情処理委員の設置

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

市民・関係機関との連携

(1) 市民・関係団体との連携強化

市民・関係団体の自主的な活動を支援するとともに、計画の推進に当たっては、市民・関係団体と連携して取り組めます。

(2) 男女平等推進事業企画・運営協力員等との連携

セミナーの企画や広報あさかの記事の作成などに当たり、「男女平等推進事業企画・運営協力員等」の市民が主体となって事業に取り組み、効果的な運営を行っていきます。

(3) 関係機関との連携

国・県、その他関係する機関と連携しながら、DVの防止や被害者支援などの施策を推進します。

主 な 取 組

相談事業

女性総合相談
DV相談（電話相談あり）

啓発事業

広報あさか 男女平等推進情報「そよかぜ」
コラム～朝霞市は男女平等を進めています～
市ホームページ あさか男女の輪サイト
リーフレット 見直してみよう表現
自分と相手のところとからだ（デートDV）など

情報・交流コーナー

図書貸出し
インターネット端末利用
打合せスペース

講座開催

あさか女と男セミナーなど

第2次朝霞市男女平等推進行動計画【概要版】 平成28年3月

朝霞市 総務部 人権庶務課 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 TEL 048-463-2697

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

●男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

- 第1回 平成27年5月29日（金）
 - ・平成26年度事業報告及び平成27年度事業予定について
- 第2回 平成27年7月15日（水）
 - ・正副会長の選出
 - ・その他
- 第3回 平成27年10月6日（火）
 - ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画（素案）について
 - ・女性センター利用率を高める方策案について
- 第4回 平成28年2月26日（金）
 - ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画について

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	会長	DV 被害者支援団体
関係行政機関の職員	植竹 真弓	委員	埼玉県朝霞保健所 (～H27.7.14)
	森田 克枝	〃	埼玉県男女共同参画推進センター (H27.7.15～)
	山崎 栄二	〃	埼玉県朝霞警察署
知識経験者	神保 明美	〃	朝霞市商工会 (～H27.7.14)
	飯倉 淑江	〃	朝霞市商工会 (H27.7.15～)
	久慈須美子	〃	女性起業家
	栗山 昇	副会長	人権擁護委員
	橋本 一男	委員	民生委員児童委員 (～H27.7.14)
	須田 菊枝	〃	民生委員児童委員 (H27.7.15～)
	矢口 悦子	〃	東洋大学 (～H27.7.14)
	関 直規	〃	東洋大学 (H27.7.15～)
	鈴木 泰代	〃	朝霞市教育委員 (～H27.7.14)
	平木 倫子	〃	朝霞市教育委員 (H27.7.15～)
公募による市民	吉良 隆夫	〃	(～H27.7.14)
	河野理恵子	〃	(～H27.7.14)
	小暮眞一郎	〃	
	金子 八郎	〃	(H27.7.15～)
	土井 明子	〃	(H27.7.15～)

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉課、こども未来課
健康づくり部	長寿はつらつ課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 平成27年5月22日（金）

- ・副委員長の選出について
- ・男女平等推進事業平成26年度事業報告及び平成27年度事業予定について

第2回 平成27年9月25日（金）

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画（素案）について
- ・その他

第3回 平成28年2月12日（金）

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画について
- ・男女平等推進庁内連絡会議幹事会について

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、健康づくり部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 平成27年10月15日（木）～24日（土）

- ・あさか女^{ひと}と男^{ひと}セミナーへの参加

第2回 平成28年1月29日（金）

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・事業全般について

3 市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会

市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会は、朝霞市市内DV相談及び女性総合相談連絡調整会設置要綱により、DV（配偶者等からの暴力をいう。）を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するためと女性総合相談事業における市内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課の担当係職員と相談員で組織されます。

市民環境部	地域づくり支援課
	総合窓口課
福祉部	福祉課
	こども未来課
健康づくり部	長寿はつらつ課
	健康づくり課
	保険年金課
学校教育部	教育管理課
総務部	人権庶務課

【会議の開催状況】

第1回 平成28年3月22日（火）

- ・関係各課の相談件数について
- ・朝霞市DV被害者支援のための職員対応マニュアルについて

4 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

関係機関
埼玉県朝霞警察署
埼玉県朝霞保健所
一般社団法人朝霞地区医師会
埼玉県婦人相談センター
埼玉県所沢児童相談所

【会議の開催状況】

第1回 平成28年2月4日（木）

- ・朝霞市DV対策関係機関ネットワークの目的について
- ・婦人相談センターのDV被害者支援の現状について
- ・朝霞市のDV被害者支援の現状と課題について
- ・所沢児童相談所における虐待とDV支援の現状について
- ・朝霞警察署におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・朝霞保健所におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・朝霞地区医師会におけるDV被害者支援の現状と課題について

【意見交換】

- ・DV件数と虐待件数の増加について
- ・虐待ナビダイヤルとDVナビダイヤルについて

＊ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。

＊ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

＊ 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

＊ 男女共同参画社会基本法《制定時：平成11年6月23日公布・施行》

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮や政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などの5つの基本理念を掲げている。

＊ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

＊ ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦、パートナーや恋人、その他親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。

例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

＊ メディア・リテラシー

次の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

* 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

《制定時:平成 13 年 4 月 13 日公布・同年 10 月 13 日施行:一部改正により「等」を追加:
平成 25 年 7 月 3 日公布・平成 26 年 1 月 3 日施行》

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。

* 性別による固定的な役割分業意識（性別役割分業意識）

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

* ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のことをいう。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつである。

* 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right] \quad 15 \text{ 歳から } 49 \text{ 歳までの合計}$$

* ひとり親家庭等医療費

母子家庭や父子家庭、両親のどちらかが障害者の家庭、または両親が共に亡くなっている場合等で両親に代わって子供を養育している家庭が対象。

いずれのひとり親家庭の場合でも一定の所得の範囲内であることの要件があり、助成の期間は、ひとり親家庭等の医療費助成の認定が受けられた日から子供の年齢が満 18 歳に達した年度の 3 月 31 日までになる。（対象の子供が、一定の障害の状態にある場合は 20 歳未満）

* 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するためのもので、満 18 歳以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子供を養育しているなど一定の受給資格に該当する方に対して年 3 回支給されるもの。（対象の子供が、一定の障害の状態にある場合は 20 歳未満）

* 生活保護

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度。

朝霞市男女平等推進年次報告書

平成28年度版

(平成27年度事業実績)

平成28年 9月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524